

長野県森林保全条例検討委員会（第3回）議事録（H15.5.19）

出席委員

内山委員、小木曾委員、小田原委員、香山委員、熊崎委員、杉山委員、関原委員、辻委員、
宮崎委員、安井委員、由井委員

県出席者

鷹野林務部長、千野林政課長、井上林業振興課長、笠嶋森林保全課長、下條課長補佐、
市川技術専門幹ほか

（司会）

定刻となりましたので、ただいまから、第3回長野県森林保全条例検討委員会を開会します。私は、当検討委員会の事務局を努めます県林務部林政課の小林昌夫でございます。なお、本日は、お昼に1時間の休憩の時間を挿み、おおむね3時の終了を目途とさせていただきたいので、よろしく願いいたします。それでは、最初に県林務部長の鷹野からあいさつを申し上げます。

（鷹野林務部長）

この4月から林務部長を務めさせていただいております鷹野治でございます。本来ですと田中知事がごあいさつを申し上げるところでございますが、所用のため、知事に代わりましてご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、公私ともご多忙のところを長野県森林保全条例検討委員会にご出席を賜り、心より篤く御礼申し上げます。今回で3回を迎えるわけではありますが、この間、第1回、第2回委員会におきまして、各委員さんから大変示唆に富むご意見、アドバイスを頂戴してございます。着任して議事録を拝読し、この点を強く感じております。委員の皆様方のご協力をいただき条例を検討することができますことを、大変ありがたく思っております。改めてご支援、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。本日の委員会に臨むにあたり、これまで皆様からいただきましたご意見などをもとに、林務部内及び県庁内のワーキンググループや調整会議で検討、調整を進めながら、条例文案に近い、条例要綱づくりを進めてまいりました。当初は、本日要綱案を申し上げ、ご検討いただく予定としておりましたが、関係法令、関係機関との間で調整を要する事項や、内容的にさらなる検討を要する事項などもあり、条例要綱検討資料とさせていただいたところでございます。資料につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。どんなに社会が変わっても、豊かな森林がそこにあり、子や孫たちが誇りを持って暮らしていける未来の長野県を目指して、県民と本県の森林の恵みを享受する全ての人々の参加と協力の下に、森林づくりを進めるべく条例を制定してまいりたいと思います。本日は、長時間の会議で恐縮でございますが、どうか自由闊達な意見交換をしていただき、ご提言、ご示唆を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

（司会）

ここで、本日出席しております県の職員を紹介します。

林政課長の千野邦興です。

林業振興課長の井上巖です。

森林保全課長の笠嶋正雄です。

林政課課長補佐の下條正です。

森林保全課技術専門幹の市川和歳です。

なお、本日の欠席委員でございますが、島崎委員、高見委員、奈良委員が所用によりご欠席というご連絡をいただいておりますので、ご承知ください。それでは、議事に入らせていただくわけですが、当条例検討委員会設置要綱の第3の3により、座長が委員会の議事を進行することとなっておりますので、当検討委員会の座長である熊崎委員に、お手数ですが、座長席にご移動いただき、これ以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

(熊崎座長)

今日は第三回の検討委員会ということで、これから討議始めるわけですが、一回目、二回目と、委員の皆さんの意見をいただきまして、それで県の事務局のほうでだんだん形が出てきたわけですね。さっき部長さんの説明にありましたけれども、条例要綱というかパブリックコメントを求める際の素案ですね、それが、今回全部きちとした格好で出来上がっている格好じゃなくて、その要綱の骨組みそれを今日示していただくということと、それからなかなか内部でもいろいろ検討なされたようですけど、どうしても煮詰まらない事項それについて委員の皆さんの意見を聴きたい、そういうことで今日は三時まで論議することになっています。よろしく願いしたいと思います。私はこれは非常に重要な条例であると思うんですね。私はこれまでも言ってきましたけれども、これまでの林政というもの林野庁主導の中央集権的な性格が非常に強かったんですね。これが今回、そうじゃなくてボトムアップというか、地域から積み上げていくそういう新しい林政の考え方というか、それがこの長野県から出てくるんじゃないか、非常に期待しているわけであります。ただ、そういう格好でもっていこうとすると、どうしてもこれまでの施策との整合性をどうして行くか、という面でたくさんの難しい問題が出てくるもの当然ですけれども、できるだけいい条例つくるように皆さんで検討していただけるといいんじゃないかなあと思っております。そういうことで大いに期待しているわけですが、皆さんのお手元にあらかじめ一部は送られていたと思うんですけど、その条例要綱について事務局の方から説明していただきたいと思います。

(下條課長補佐)

林政課課長補佐の下條です。私の方からそれでは本日の資料1から3につきまして、説明申し上げたいと思います。その前にお断りやお断りをさせていただきたいと思っております。前もって、今月上旬なんですが、皆様方のところへ条例要綱案ということで資料を差し上げたわけですが、その折にもお伝えしたとおり、他法令関係とのすり合わせや関係機関との調整、委員の皆さんからの個別意見等を伺いながら、それに基づくこまかな表現や前後関係のチェックなどにつきまして検討しております。その中で条例の位置や記述・表現が委員の皆様にあらかじめ配布したものと、内容的にはそれほど大きな変更はございませんけれども、細かい点で変わってきております。特に条例の特徴となるべき事項について説明しまして、委員会の意見を伺った上で、パブリックコメントを求める際の条例要綱素案を作成していきたいと考えておりますので、よろしく願いします。それでは、具体的な

説明に入らせていただきます。本日の資料は1から3まででございます。この1から3の中の資料1につきましては全体をシンプルな形でまとめたものでございます。資料2は個々の施策について細かな検討をしたものをつけてございます。資料3が条例の検討資料という形になっておりますのでよろしくお願いたします。それではまず資料1の1ページをお開きいただきたいと思ひます。長野県森林保全条例(仮称)の概要案についてでございますが、この資料は前回の委員会に提出したものと基本的におなじスタイルをとっております。前回の委員会でのご意見、それから先程私申し上げましたとおり、条例を作成する上で条文の位置とか記述、表現などの観点を加えまして訂正したものでございます。それでは内容に入らせていただきます。まず、目的でございますが、目的の中を読んでいただきますとこの条例は長野県における森林づくりに関する基本理念を定め、県民、森林所有者、および事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項等を定めることにより、森林の多面的機能の持続的発揮を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすると書いてございます。これは前回の委員会です出したときに県、県民、市町村という形で記述がしてあったかと思ひます。この市町村の記述がここからは落ちております。地方自治法第245条の2に關与の法定主義という形でそういう規定がございまして市町村の責務等は法令に拠らないと關与出来ないということになっております。そういうようなことからここから市町村という言葉は削除しまして、県の責務の中に市町村との連携、国との連携と同じレベルになるかとも思ひますけれども、という記述に変えさせていただいております。次に基本理念を位置づけるための将来像という形で四点ほど記述してございます。これはほとんど前回と変わっておりません。こちらへは条例検討資料の中では前文の中にこの思っていることをわかりやすい言葉で記述してございます。後ほど説明をさせていただきます。次に基本理念につきましては前回とは少し、紛らわしい言葉等がありましたので整理をさせてわかりやすいようにしたつもりでございます。内容に大きな変更はございません。次に下のそれぞれの責務の欄ですが、目的のところでご説明しましたとおり、市町村の責務が地方自治法の関係で明記することができないということでこの欄から落としてございます。次に右側の基本理念と森林林業施策という欄をごらんいただきたいと思ひます。この楕円形の中に県の施策という欄がございまして、前回はこの真ん中のところに環境に配慮した認証制度の推進という項目立てをしてございました。これは内容よく読んでいきますと、県産材利用の推進の一部に当たるのではないかということで、今後の施策展開の中に含めさせていただいております。また、その楕円形の下には前回共通施策として四つの項目がございました。これも条例案を検討する中で森林づくりへの県民の主体的参加の推進の中に入れるなど所要の整理をしてございます。次に2ページをお開きいただきたいと思ひます。2ページは長野県森林保全条例(仮称)の目指す森林づくりに関する施策の方向展開としまして三つの基本理念がございまして、それから県が講ずる施策、最後に今後の展開方向という形で1ページの図のものを取りまとめたものでございます。先ほどの項目立てした森林認証制度の推進というのは真ん中の県産材利用の促進の中におさめてあるとか、それから、その下の県民意識の高揚等のものは上から2行目のところに今後の展開方向というような中にまとめさせていただいております。次に3ページをご覧ください。3ページは条例の構成案でございます。事前に委員の皆さんにお配りいたしました資料では、このページが、目的とか基本理念、森林作りに関する基本施策に加えて、基本理念の三点が一章、二章、三章というような形で柱立てをしてあったと思ひます。そうしますと、これではこの条例の基本条例の部分と実施条例の部分が入り組んでしまうということで、本日の資料ではそこら辺をわかりやすく交通整理をいたしまして、基本条例の部分を第一章の総則、第二章の森

林作りに関する基本施策として前のほうにまとめてございます。それから次に具体的な実施条例の部分を第三章の森林整備保全重点地域、第四章の里山整備利用地域という形で後に付ける形でまとめ方を変更させていただきました。これが、本条例の大きな構成案ということになっております。次に、一瀉千里の説明で大変申し訳ありませんが資料2の1ページをご覧くださいと思います。資料2の長野県森林保全条例(仮称)の制定についてこのペーパーの一枚目は前回の委員会のときに背景とか意味とか、特長とか、というのを何かペーパーにしたらどうかというような委員さんからのご要望ございまして、まとめたものでございます。まず条例制定の考え方としまして、その背景は森林の多面的機能の持続的発揮を目的としまして、県民主体の森林づくりへの政策転換の必要性があるということが背景となりまして、条例の制定の意味を施策転換を図る上で今後の森林林業政策を推進するための根拠としてということ、二点目として県民主体の森林林業政策を推進するための重要な施策・制度を位置づけていきたいということ、この条例の意味と考えております。では、どんな条例かということ、全国どこにでもあるような、金太郎飴じゃないですけど、そんなような条例にはしたくない、長野県独自の特色を出した条例にしていきたい、それからもう一点は既存制度での推進が困難な事項の実効性確保のための仕組みを作っていきたい、従来の森林法に基づくいろいろな計画がございます。どちらかといいますと行政主導、トップダウン、というような形で、実効性に乏しいものの計画がいっぱいありました。この条例では、森林所有者とか実際に施業する方、あるいは森林整備に意欲のある方が参加して計画を作っていただくような仕組みづくりをしたいということで、ボトムアップからの計画づくりを目指して、なおかつそれがスムーズに実行できるような内容の計画にしたいということ、これを主眼としております。それから、条例の形でございますが、目指すべき森林の姿を示す基本条例的部分と、条例の理念を具体的に実行していく実施条例の合体型の条例を目指しております。条例の特徴としましては、ひとつは、県民主体による推進体制を作っていきたいということ、二つ目として具体的かつモデル的に推進するために森林整備保全重点地域制度と里山整備利用地域制度が大きな特徴になるかと思っております。では、この特徴の三点を右のほうのページでご説明を申し上げます。第一点目の特徴であります県民主体による推進体制というふうに前頁では書いてございますが、ここでは、基本的な政策ビジョン作成の義務付けを考えていきたいと思っております。その作成手法に県民主体の皆さんに入っていたきたいと考えております。これは、県民やNPO、事業者、団体等多様な人々が作成に参加する県民共有型ビジョンとするために、パブリックインボルブメントの手法を導入して作成して、そのビジョンの内容は目指すべき森林の姿を明らかにした上で、長期的な目標、基本方針、あるいは必要な施策などや、タイムテーブルの作成等を、望ましい未来像を設定しましてそれを実現するための戦略を構築する考え方でありまして、バックキャストिंगの方法により策定をしていきたいと考えております。第二点目の特徴であります、森林整備保全重点地域制度につきまして、これは実施条例の一部、1つとして位置付けてまいりたいと考えておりまして、その主な特徴は六点ほどございます。その一番大きな特徴は、森林所有者や地域住民の参加により、森林整備を効率的にかつすみやかに推進するための地域森林委員会を設置していきたいということです。二点目は、県は市町村や、この地域森林委員会と情報を共有し、なおかつ協働しながら現地調査、現況調査や森林情報の整備を行いまして、森林整備保全計画の策定を行うとともに、計画を市町村や地域森林委員会、森林所有者等と共有して実効性を担保していきたいと考えております。三点目としてメリットの部分になるかと思っておりますが、重点地域に指定された地域での保安林指定を促進し、治山事業による森林整備を進めていきたいと考えております。保安林以外の普通林では補助事業の導入を図りまして、森林整備

を推進してまいりたいと考えております。四点目に森林所有者による管理が困難な森林につきまして、森林管理権移転等あっせん制度を創設しまして、森林所有者が所有権の移転とか森林施業の委託などしたいという場合に県や市町村、あるいは地域森林委員会が仲立ちをして森林整備を進めていく制度、仕組みを作っていきたいと考えております。最後の六点目ですが、林地開発に関するものでして、五点目のほうは1ヘクタール以上の林地開発はどのようにするかということを書いてございます。これは現行の法令によりますと、開発許可申請が必要となっております。その開発許可申請の前に事前に届出をしていただきまして、その届出を受けたものを県は公表して、住民説明会等を義務付けていきたいというふうに考えております。それから1ヘクタール以下の法令では特に規制のない開発につきまして、これについても0.1ヘクタール以上、1ヘクタール未満のものにつきまして、届出を義務付けていきたいというふうに考えています。第三点目の特徴であります里山地域利用制度では、これは多様ないろんな方が参加されるだろうという想定の上に、そこに里山整備利用推進協議会を設置していきたいということも大きな点です。それから次に市町村長は、この里山整備利用推進協議会とともに、里山整備利用計画を作成していただきたい、三点目は森林所有者と里山を利用したい人々が、里山利用協定を結びまして、それによる活動を県、市町村、地域森林委員会等が支援をしてまいりたいというふうに考えております。以上がこの条例の大きな特徴でございます。この特徴を詳しく説明したものが、資料2の2枚目以降にございます。これは後ほどご説明いたします。次に資料3の条例の検討資料をごらんいただきたいと思っております。資料3の1ページ、森林保全条例(仮称)条例要綱検討資料をごらんいただきたいと思っております。まず、ここで最初に前文が出てきます。前文の書き出しが「うさぎおいしかのやま、こぶなつりしかのかわ」というような形で、ここら辺から中ほどまでに現在の森林の役割とか、現状を記述してございます。下の方から、8行目の辺りまでの後段から、私たちはこの森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいく責務を有するということをうたいまして、その次に目指すべき森林の姿を現しまして、そのためには私たち長野県民と本県の森林の恵みを受用するすべての人々の参加と協働のもとに、森林づくりを進めるために、この条例を制定したというような表現で、まあ言ってみますと、森林の長野県の哲学的なものを表したつもりでございます。ここで、委員の皆様にご意見を賜りたいのは、多くの人々の印象に残るわかりやすい内容のものにしたいということ、特に夢のある未来に向かう長野県の姿といたしまして、みんなでひとつになって森林づくりに取り組んでいこうという力強い宣言文的なものにしたいということから、検討資料の内容を提案しました。こんな内容でどうでしょうか。委員会の皆様のご意見を伺いたいと考えております。次に、1ページの右の上の条例の基本的な部分の総則につきましてご説明を申し上げたいと思っております。先ほど資料1の方でご説明しましたとおり、目的は先ほど私が資料1の方で読みましたとおりの内容になってございます。それから次の定義は森林づくり、森林の多面的機能、森林所有者、里山について定義を申し上げているものでございます。基本理念につきましては長野県の森林はこれが持続可能な社会が環境基盤であることに鑑み、県民の主体的な参加のもとで、次に掲げる内容により、守り育てていかなければならないと規定しまして、(1)としまして県民の命と生活を守るため、県土の保全や水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮するように、適切に整備保全すること、二番として森林の再生と環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に資するため、県産材を有効に利用すること、三番目として県民の心豊かな暮らしを創造するため森林づくりへの主体的参加および交流、森林環境教育、健康増進活動、豊かな山村生活の場として多面的に活用すること規定しました。次に県の責務でございますが、ここでは、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものという形になっ

ております。それから、先程申し上げましたとおり、市町村の責務は書けないものですから、その2項の所に国、および市町村との緊密な連携を図るものとするという形で県の責務の中に市町村との関係を入れさせていただいてあります。3項として、県民および森林所有者との協働により、森林づくりに関する施策を実施するもの、4として長野県の森林の恵みが県境を越えてもたらされていく事を広く普及する事に努めるとともに、長野県の森林づくりへの参加が着実にされるよう務めるものとするという形で説明してございます。県の責務以下、それぞれの責務、森林所有者の責務、次のページに事業者の責務について記載がしてございます。このような責務についてでございますが、先ほどから繰り返し申し述べております、国との連携や地域を越えた協力の働きかけ等につきましても、県の責務の中に入れさせていただきました。繰り返して恐縮でございますが、市町村の責務については、なかなか地方自治法の関係で入れづらいという面がございましたので、このような内容になっていることをご了承願いたいと思います。次に2ページの右側の、森林づくりに関する基本施策についてご覧を頂きたいと思います。この第1節に、施策の総合的計画の推進等という形で長野県のビジョンを策定するというようなものを義務付けております。このビジョンの中で将来のビジョンや目指すべき目標、そこに到達するための手段等、県民とともに明確にしていきたいと考えておりますが、こちらへんではよろしいかどうか、委員の皆様のご意見を伺いたいと考えております。次に、森林づくりへの県民の主体的参加の推進を具体的な施策として位置付けるのではなく、総合的な事項としてここに位置付けました。具体的には、県は県民や県民が組織する団体等が主体的に行う森林づくりや県産材利用のための活動に対して支援するものとする。それから次に森林環境教育や森林づくりに親しむための機会の提供等、森林づくりに対する県民意識の高揚に務めるものとするという形で参加の推進について規定してございます。さらにその上に次の項で財政上の措置を県は講じなければならないというような規定してございます。それから毎年の施策の実施状況の公表を義務付けてございます。次に第2節でございますが、これは基本理念の最初にございました命と生活を守る森林整備に関する施策の基本的なものをここで規定してございます。一つ目として森林の整備の推進と保全の確保ということで、森林の整備の推進と保全の確保に必要な措置を講ずるものとするという形になってございます。第3節では基本理念の二番目のもの、持続可能な社会の構築に資する県産材の利用に関する施策を規定しております。これは、県産材利用の促進、特に長野県の代表樹種でございます、カラマツを始めとする県産材の利用が促進されるような、必要な措置を講じなければならないとか、前の時は頂立てをしてございましたけれども、森林の認証制度の推進を図らなければならないというようなことを、この項で規定いたしております。それからもう一点、林業および木材産業等々の持続的かつ健全な発展に必要な措置を講ずることも定めております。第4節では基本理念の三番目の心豊かな暮らしを作る森林の利活用に関する施策として規定してございます。これは森林の多面的利用の促進について、次の3ページ左上のところに記載しております。それから山村地域の活性化などを次の項で規定させていただきました。それぞれの施策につきまちは基本条例のバランスとして条例の中に全体にちりばめられました以前の形より、よりよく、わかりやすくするために、基本的な施策の部分はこのところに統合してまとめさせていただきました。次に具体的な実施条例の部分でございますが、具体的な施策について申し上げたいと思います。資料2の4ページご覧いただきたいと思います。先に資料2のほうで制度の詳しい内容を説明しまして、その後条例案の検討資料の説明をさせていただきたいと思っております。森林整備保全重点地域の概要をご説明申し上げます。この重点地域に指定する地域は治水・利水ダム上流や災害履歴がある地域を、県民の命と生活を守るため、森林の有する県土の保全、水源のかん

養機能を高度に発揮させる必要がある地域について、知事が指定基準を別に定め、市町村長の申し出により、指定することとしたいと考えております。この森林整備保全重点地域に指定された地域では、森林の整備、保全のための方針や目指すべき森林の姿、施業方針などに関する計画を知事が定めなくてはならないというふうに考えております。そして、この計画を定めるとき、それぞれの地域に地域森林委員会というものを設置しまして、その構成員は森林所有者の代表とか、実際に施業していただく森林組合の方々、住民代表の方、それから森林整備に意欲のある個人とか団体の皆さんに参加していただきまして、この地域森林委員会を設置しまして、その地域森林委員会の中でいろいろな計画等細かい区割りとか検討していったり戴きまして、実効性のある計画を作っていくていただきたいと考えております。森林整備保全重点地域に指定されますと、その計画を実行するために市町村や地域森林委員会と県は協力しまして、保安林の指定を促進するとともに治山事業による森林整備の推進を図りまして、保安林以外の普通林では補助事業を導入して、重点的、一体的な森林整備を協力を推進してまいりたいと考えております。その下の森林整備保全計画の位置づけでございますが、従来の森林計画が国、県、市町村にございました。先程ご説明しましたとおり、どちらかといいますと行政主導でトップダウン的な計画であったために、どちらかという実効性が伴なわれないものでございましたけれども、そこに今回、地域の皆さんが参加して作っていただく森林整備保全計画は、その内容は地域の人達と共有できるもの、そして、わかりやすく実効性のある方針をボトムアップ的にこの計画を作りまして、なおかつこの計画を公表し、みんなで共有することによりまして実効性を担保していきたいと考えております。次に、この資料の5ページの右側、地域森林委員会についてをご覧くださいと思います。5ページの地域森林委員会ですが、その設置目的は重点地域における森林の情報、計画から事業推進に至るまでの地域の声を施策に的確に反映させ、事業を効率的、かつ速やかに推進するために、森林整備保全重点地域を指定申請市町村が設置するものとし、このメンバーは先程も申し上げましたとおり、森林所有者等の地域実情に明るい方を、それぞれの地域の実情に応じて、市町村が組織をしていただきたいというふうに考えております。委員会の役割はそこに書いてありますとおり、計画の策定への参加とか、事業推進への協力とか、これからご説明を申し上げます森林管理権等の移転あっせん制度の調整とか、林地開発事前手続きでの意見書提出等を予定してございます。次にその地域森林委員会や市町村と県が協働してつくる、森林整備保全計画について申し上げます。この目的は重点地域における森林の整備・保全を推進するため、地域内の森林の管理方針について定めるものとし、計画の位置付けは、現行の森林計画はどちらかという、行政主体で策定されたことや森林所有者の山離れ等により、森林所有者、地域住民などのさまざまな人々の意見や現場の実態を反映したものにはなり得ていないため、この森林保全計画では実効性を持たせるために、きめ細かな実態把握と、地域からのボトムアップによる森林所有者共有型の森林管理方針が必要であるということから、森林整備保全計画はこうした手法の下で、実効性のあるものとし、現行の森林施業計画あるいは市町村森林整備計画を、実現させるための指針となるものというように位置付けております。次に、その保全計画の内容ですが、内容は地域内の森林の現況とか森林の機能区分、森林整備の方針、開発行為に関する事項などを定めていただきたいと思っております。作成の手順でございますが、実態把握のための森林現況調査、森林情報の整備をおこない新たに設ける地域森林委員会や市町村との協働により、この計画を策定することとしております。この資料の7ページ、森林管理権あっせん制度につきまして説明します。7ページの右の上のところにあっせんの仕組みというのをご覧くださいと思います。要問伐森林等を所有する森林所有者に、県、市町村、地域森林委員会は、森林整備の

働きかけ、あるいは意思確認をおこないまして、その意思確認の中で自分で森林管理をするという希望する方はそのまま実行していただくことで結構かと思いますが、管理は他の方に任せたいという方を制度に乗っけて、森林整備に意欲のある方々に施業実施を行っていただくというものでございます。実際のあっせん制度の仕組みでございますが、あっせんする森林は、すべての森林をあっせんするのではなく、左のページの3番のところに、あっせんの対象とする森林という形で間伐等の保育施業を必要としている森林とか、この保全計画に定められた森林とか、間伐等が必要にもかかわらず、施業が行われていない森林等について、あっせんをすることとしまして、森林所有者からは所有権の移転とか施業するだけの権利設定とか、経営委託とか、施業委託あるいは賃借等の希望を聞きまして、それに対して森林整備に意欲と能力のある方は、知事が別に定める認定基準によりまして、あらかじめ、認定をしておきまして両者をお見合いさせるといふか、あっせんをしてそこで両者の合意が図られれば契約を結んでいただく、そんなような内容となっております。これによりまして森林の整備の促進をはかっていきたいと考えております。次にこの資料の8ページの森林整備保全重点地域における林地開発許可の手続きについてをご覧いただきたいと思っております。その2番の林地開発や伐採行為に関わる現行制度における規制につきましては、(1)としまして土地の面積が1ヘクタールを越えるものにつきましては森林法に規定されています林地開発許可制度によりまして規制がございます。2番目として保安林におきましては、面積については特にございませんけれども、立木伐採制限および土地の形質変更に対する制限が規定されております。それから3番目として森林法に基づく地域森林計画対象民有林のすべてにおいて伐採の届出が義務付けられております。このように、既存の制度の中で地域森林計画の対象民有林全てにおいて、一定の行為を把握する、あるいは規制することができるようになっております。このため、条例で規定する森林整備保全重点地域では保安林の指定の促進、保安林以外の民有林につきましては、森林法によります林地開発許可により対応することを基本におきますが、今回の条例の特徴は県民主導による推進体制が大きな特徴となっておりますので、森林整備保全重点地域においても地域森林委員会といった県民による組織を位置付けて推進していきたいと考えております。具体的には、自治事務であります現行の林地開発許可制度において地域参加の手続きを制度化する、これは林地開発許可の前に事前に届出をしていただきましてその届出の内容を公表し、県民の皆さんのご意見を伺い調整を図った上で、正式の林地開発の届出をしていただく、というようなものでございます。次に1ヘクタール以下のもの、要は森林法で規定していない、小規模開発につきましても事前の知事への届出を義務付けてまいりたいと考えております。その具体的な内容でございますが、8ページ右側の手続きの概要というところに、特にこれは1ヘクタール以上の林地開発許可が必要な開発の手続きについて図式化したものでございます。まず、正式な森林法に基づく林地開発許可申請の90日前に開発行為の事前届出を、事業者は知事に提出していただきまして知事は法令に基づきまして、県林地開発事務取扱要領に基づきましてこの基準により内容について審査させてもらうこととなります。その後、事業者は関係住民や利害関係者等の求めにより説明会を開催することとしまして事業者は関係機関への協議とか、その結果を知事に報告することもこの中で決めていきたいと考えています。また、地域住民や利害関係者の意見は知事への意見書を提出するという形で担保を図ってまいりたいと考えております。また意見書は知事から事業者のほうにお渡ししまして、事業者は見解書を知事に提出していただくというような内容となっております。このなかで、それぞれの方が合意をされればそのまま正式な林地開発の許可という形になってまいりますが、なかなかそうはいかない部分があるかと思っております。そのようなところで次に知事は

必要に応じて関係者の調整会議を開催して合意形成を図らなければならないというようなことまで、定めていきたいと考えております。そのほか、1ヘクタール以下の林地開発につきましては事業者に30日前までの届出を義務付けまして知事は必要な措置や勧告を行うことができるような制度を考えております。以上で森林整備保全重点地域の制度の説明は細かい内容については以上でございます。次にこの条例の検討案では、どのようにこの今まで説明してきたことが書いてあるかと申しますと資料3の3ページをお開きください。第3章森林整備保全重点地域についての全般的な規定をしております。森林整備保全重点地域の指定は、知事が市町村長の申し出によりまして指定することができるという規定をしております。2項から9項まではその手続きを明文化した条例案になってございます。次に地域森林委員会でございますが、重点地域を管轄する市町村は重点地域における森林の整備および保全に関する事業を効率的にかつ速やかに推進するため、その地域に関わる森林所有者および住民の代表その他関係者から構成する地域森林委員会を設置するものとするだけ、規定しております。これにつきましては地域森林委員会は県が指定する地域における事業推進を担う組織という位置付けとともに、地域に密着した組織であるが故の市町村が設置するといった位置付けがございます。いってみますと、県と市町村との二面性を有しているようにも見えます。また、市町村の意見を聴いて県が委員会を設置することとしたらどうか、との意見もございます。しかし地域の森林整備を担う行政上の主役は市町村でございます。という基本的な考え方のもとに県、市町村、地域森林委員会の位置付けや役割を整理する必要があります。仕組みとして矛盾のないようなものにするため、市町村との調整も図りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。特に委員会設置そのものが市町村への義務規定として色が濃くなります。特に濃くなりますと、先程から申し上げております地方自治法の関与の法定主義というものに違反することも考えられますので、委員会の設置目的も市町村の皆さんが納得するものにならなくてはと考えております。本日の委員会の意見を参考に今後市町村あるいは関係部局とも検討を進めてまいりたいと考えております。次にこの県と地域森林委員会、市町村が協働してつくる森林整備保全計画についてですが、ここでは、知事は重点地域ごとに計画を定めなくてはならないとしております。それから、3項から6項までと8項はこの計画の策定の手続きでございますが、この中で特に4項、森林の現況調査等により森林の情報把握に努めなくてはならないという規定と、それから個々に知事は森林整備保全計画を定めるにあたってはその地域を管轄する市町村、および地域森林委員会との意見交換および情報の共有を充分に行うとともに森林所有者の意見を集約し、反映できるような必要な措置を講じなければならないというような形で地域森林委員会のひとつの役割を明記してございます。ただ、ここにあまり強く書きますと先ほど申しました地方自治法との絡みが出てくるということで、私どもだいぶ悩んだところの1つでございます。次に4ページをご覧ください。森林の整備および保全に関する事項としまして、重点地域に指定されますと、保安林の指定や補助事業の導入がなされるメリットがここで表現されております。次に森林管理権移転等あっせん制度についてご説明申し上げます。知事は森林所有者の申し出があったときは、森林整備に意欲と能力のあるものへの所有権の移転あるいは施業委託等をあっせんしていくことができるという形で第1項に規定してございまして、その3項では地域森林委員会に対して必要な調整を要請することができるという形でここでも地域森林委員会の役割を規定しております。次に林地開発制度の事前届出制についてでございますが、まずこれは1ヘクタール以上の林地開発の事前の届出制度について規定したものでございます。その手続的にはまず、知事に90日前までに届け出なければならないということの規定をしまして、その後説明会の開催、意見書の提出、見解書の提出、最後までもめた場合は調整

会議で意見調整を図るといふことによりしております。小規模開発の行為、これが1ヘクタール以下の法令で規定していない部分でございますが、これは知事に行為の種類、場所、施工方法、着手予定年月日、その他規則で定める事項を届けなければならないというふうに義務付けまして、小規模開発行為に関わる指導ではその届出に対する知事の指導、あるいは勧告についての記述をしてございます。いずれにしても森林整備保全重点地域全般にわたっていえることは、検討資料では条文となる基本的な記述をしてございます。今後において、地域指定の手続きは森林整備保全計画の詳細な内容あるいはあつせん制度の詳細な仕組み、林地開発事前手続き制度等の手続き等につきまして、別に規則とか要領、要綱等で定めていく予定でございます。特に林地開発につきましては、今後他法令との詰めもでございます。さらに関係機関との調整を進めながらいきたいと考えております。それから、皆様のお手元には何も資料お届けしておりませんが、前回のときの資料で手厚い誘導策を経てもなお、所有者不明の放置森林など森林整備の進まない森林につきまして強制的に施業できる制度を検討することとしておりました。個人の財産権の保障に関わる問題で困難な部分がございます。例えば、今我々のほうで検討しているのは民法上の規定で管理権というものがございまして、そこらへんからここに切り込むことができるのか、などにつきまして、いろいろな検討を進めておるところでございます。そんなことで、この部分についてはまだまだ検討するところが数多くございます。現在検討しているものにつきまして森林整備保全重点地域については以上でございます。次に里山整備利用地域につきまして、この資料の5ページと資料2の9ページをご覧くださいと思います。まず最初に資料2の9ページからご説明申し上げます。この里山整備利用地域の制度は、人の手が入らず、荒廃が懸念される里山を整備・利用することにより里山の環境改善や里山と人との係わり合いを再構築しようとする地域住民が自発的な活動を行う地域を市町村長の申し出により知事が認定しまして県は市町村と連携して推進に積極的に支援していくとするものでございます。市町村長は知事に申し出をするときには、後ほど説明しますが、里山整備利用推進協議会とともに作成する計画書を知事に提出していただくと考えております。この計画書には里山の区域とか里山の整備とか利用に関する事項を内容とした計画書を作りまして、いきたいと考えております。またこの里山整備利用推進協議会には森林所有者とか、市町村とかボランティア等さまざまな皆さんが参加することが考えられます。ここでは、森林所有者とか地域住民ほか、それぞれの地域に合った形での推進協議会を作ってもらいまして、活動をしていただきたいと考えております。そして、里山利用協定に関する活動の推進についてでございますが、森林所有者は里山の整備利用活動の場としての利用を希望する個人、団体等に対して、所有森林を開放していいと考えている所有者でございまして、里山を利用する個人・団体というのは森林整備活動、環境教育、レクリエーション活動等の場として森林の利用を希望する個人や団体を想定しております。このような皆さんの活動を県、市町村、あるいは協議会は支援していくという内容ですが、とくに県の役割としましては、最近、里山を利用したいんだけどフィールドがないという、情報がないという声が多いので、私どものほうにも伝わってまいっております。そのような皆さんにこういうようなところで利用してもいいよ、というような地域があれば、そういう情報を積極的にホームページとかいろんな文書とか、雑誌等で紹介をしてお見合いの仲人役を努めていきたいと考えています。それぞれの役割は資料に記入してございます。このような内容の里山整備利用地域についてを条文化するとどういふふうになるかというのですが、資料3の5ページに記載してあります。第4章で里山整備利用地域について規定してあります。まず、里山整備利用地域の認定は知事が市町村長の申し出により認定することとしております。第2項で市町村長は里山整備利用推進協議会を設置するものとする形

にしております。第3項では、里山の整備および多面的な利用に関する計画を定め、知事に認定申請をするときに合わせてこの計画を知事に提出しなければならないというふうに規定しております。知事はそれを認定した場合には公表していかなければならないというような内容を次の欄に書いてあります。次に里山整備利用計画の内容を(1)から(3)にコンパクトにまとめてございます。里山利用協定における活動の推進につきましてとか、里山地区にかかる活動に対する支援等について、次のところに記載してございます。最後に活動報告などを記述してございまして、このような形で里山整備利用地域の推進を図ってまいりたいと考えておりますが、特にこの里山整備利用地域につきましては利用という行為につきまして人と里山との係わり合いの再構築を狙っている制度でございますので、開発規制的な保全という観点を位置付けてございませぬ。この部分、そういった観点が必要ではないのかどうか、意見を伺った上で検討を進めてまいりたいと考えております。それから、条例の名称についてですが、前回の委員会のところでこの条例の名称につきまして保全という言葉は条例の内容から見て少し消極的な印象を与えるんじゃないか、という意見がございました。条例の名前は条例の理念や内容が適切に反映され、県民になじみやすい名称にする必要があるのではないかと、私どもも考えております。できますれば、次回の委員会までに事務局のほうで名称案につきまして作成をしたうえであらためて委員の皆様のご意見を伺いたいと考えておりますけど、こういう形でよろしいでしょうか。というのが一点でございます。二点目としまして、今後のスケジュールについてでございます。今日の検討委員会での意見を踏まえまして、さらに条例要綱を検討しまして、そして修正し、案にしていきたいと思います。第4回の検討委員会を6月中旬ごろまでに開催をしまして、条例要綱案をその場でお示しをしまして、さらにその意見を伺った上で案を調整いたしまして、県民に公開し、それとともに県民のご意見をお伺いしてまいりたいと考えております。県民の意見の募集につきましては6月中旬から7月にかけてまいりたいと思っております。ここらへんのスケジュールでよろしいかどうか、皆様のご意見を伺いたいと思います。以上をもちまして私の説明を終了させていただきます。

(熊崎座長)

ご苦労様でした。だいたい今日の予定としましては、12時から昼食ということですが、あと20分くらいしかないんですけど、今日委員の皆様から意見をお伺いしたいのは、一回目、二回目の委員会で意見をいただいている、それをある程度ここに反映するようになっているんですけど、それがちゃんと反映しているかどうか、また意見があると思うんですね。もうひとつありますのは、皆様方のお手元に行ってますかどうか、課題と説明事項ということでまとめてあるやつ、ありますね。これは行ってないのかな。今、下條さんの説明で順番にどんな課題があるかということと、最後には付け加えていただいたんですけど、こういう点について検討していただきたいというお話があったわけです。ですから、今日検討したいのは、各委員の先生から今まで自分がこういうふうに考えていた、それがここにある程度反映されているかどうか、という問題と、県のほうからまだこんな問題を積み残している、ここ検討してもらいたい、という格好で出していただいたものと二つあると思うんですね。今回も各委員の先生方からお一人お一人は、意見いただければいいなあと思っているんです。ただ、これまでは内山さんから始まったんですけど、今度は逆にですね、由井さんのほうから始めたいと思うんですが、ただ、昼までの時間がなくてですね、あの宮崎委員は午前中だけということで、ご意見を先に伺いたいと思います。よろしいでしょうか。宮崎さんからはこの前のとき出していただ

いたのは非常に基本的な問題を出していただいていたわけです。なぜ条例を作るのか、ということですね。それで条例によって何が解決できるかということを中心にしまして、相当基本的な論点出していただいていたわけですが、今回のこのできたのをご覧になってですね、宮崎委員のコメントございましたら、ぜひ、午後おられないもんですから、午前中でいただきたいと思いますけど、よろしくお願いたします。

(宮崎委員)

宮崎でございます。申し訳ございません、午後どうしてもはずせない所用がございまして、午前だけの出席ということで、時間いただきましてありがとうございます。今、座長が言われたこの条例の必要性ということについては、ただいまの説明を聞いて、かなり、何と言いますか、明らかになってきて、論点整理も進んできたのではないかというふうな印象を持った次第でございます。そうした中で、ちょっと何点かまた、詰めるべき点というか、検討が必要だなんて言う点を申し述べさせていただきますが、やっぱり難しいのは、この市町村との関係だなんていうのが、改めてしております。特にこの森林整備保全重点地域の指定というのが、この条例の策定する上での大きなポイントでありますし、条例化する意義でもあるんですが、指定した場合にいろいろ計画作ったり、委員会作ったりするというので、指定をどうするかと。で、指定基準が一応客観的にあると。それから市町村の申し出があると。それから関係機関の長、森林審議会の意見聴取等ですか、第3章の森林保全重点地域の指定の規定のところ書いてございますが、非常に手続き的には慎重になされているんですけども、この指定する場合に、指定するのは知事ですね。最終的には指定の判断は知事ですが、指定基準に合致するかどうか判断するのもおそらく知事だと思うんです。で、ちょっと私が気になるのは、市町村長の申し出がないけれども、客観的に知事がこれは指定基準に合致するだろうというふうに考えた場合に、その場合どうなるのかと。というのは、これ指定しないとものごとが進んでいかないような部分なんですよ。委員会もできないし、計画もできないし。保全にもつながっていかないと。そのへんあんまり心配しなくてもいいのかもしれませんが、市町村長は自らの地域の森林の保全に関することですから、そこはきちんと申し出がなされるというふうに考えて心配ないのかもしれませんが、ちょっと私の懸念材料としてはですね、客観的な指定基準と市町村長の申し出というのがありますんで、それがちゃんとうまく動いていくかということでもあります。また、逆にですね、客観的な基準に合致しないけれども、市町村長が申し出た場合どうなるか、ということもあり得るのかなと。市町村長がどうしても、その森林整備を進めたいと。この基準には満たないけれども、森林整備を進めたいという場合、もし出てきた場合、どういうふうに対応するのかというような点。で、この指定の要件ですね、そのへんの整理が必要なのかなと。要はここは、県と市町村の関係に関わってくる部分なんですけれども、あの先程事務局からお話がありましたけれども、地方分権一括法の施行によりまして、法令の根拠に基づかずに市町村長に義務付けすることができなくなった、というような事情がありますので、この申し出という手続きを経るというのは、市町村長の自主性を尊重するという意味で大変いいことだと、いうふうに私は思っております。だから条例が円滑に運営、施行されていくためにはですね、市町村長が趣旨を十分に理解して、協力してくれることが前提だと思うんですね。だから、先程言ったような懸念もですね、つまり指定要件と申し出が変わってきちゃうということも、市町村長が十分趣旨を理解して協力してくれば、そういう問題は起こらないというふうには思えます。だから、ここがポイントになるわけで、そのためにはどうしたらいいかっていうことで、まず、

条例施行後もそうなんです、条例制定自体にですね、各市町村の意見なり考え方を十分入れておく必要があるのではないかと。ま、できちゃったものを市町村に示すっていう、まあこれからのパブリックコメントの仕組み、いろいろ県民からの意見聴取というのがあると。また、関係機関との協議もされるということは、事務局の先程のご説明でありました。それから、この委員会のメンバーにも小木曾村長さんが入ってられまして、市町村の立場のご意見も言っておられるわけでありましてけれども、市長会、町村会等を通じることになるんでしょうか、要はこれ、うまく動いていくためには先程の指定のこともあるんですが、市町村の理解協力が不可欠だという部分があるんで、条例制定過程でかなりその市長会、町村会等と協議っていうのは必要になるんじゃないかという感じがいたしました。それからですね、ちょっと別の観点で、森林保全重点地域になりますと、1ha 以上については手続きが加重されるということで、この条例案ができております。つまり林地開発許可申請について事前の届出手続きが加重されると。これ、既存法令との関係で、加重することの是非についての議論も必要なんだと思いますが、このへんは、いろいろと都市計画の関係で、あるいは開発許可の関係で、手続き加重している条例などありますので、そうした先行事例などで、どのへんまで許容されているのかという点を考慮して判断すべきだと。私は基本的には、その実体的な要件というよりか、手続き的な加重については比較的、そのへんは許容されるのではないかと、という気がいたすんですが、ただ、ちょっと留意点として、最終的にこの合意形成のための調整会議の開催ということになっているわけですね、第3章の中で。その調整会議の開催というのは必要だと思うんですが、そこで合意されない場合どうなのかと。あくまで、この調整会議を経るということが重要なんであって、調整会議でも決着が付かない場合には、知事は許可しないということもあり得るのか、そうじゃなくて、あくまでこの調整会議というのは行政指導の範囲内で、事実上の合意形成のための会合だという理解なのか。実際に調整会議開いて、そこで仮に紛糾したら、そこも議論になっちゃうんですね。もし実際にそういうことが起こった場合にですね、この調整会議の性格はなんだと。これは何か、意思決定機関なのかどうかということがですね、ただ、意思決定機関だというふうはこの条例で位置付けるのは難しいような気もするんですね。ちょっとこれも難しい問題だと思いますけれど、議論しておく必要があるんじゃないかという感じがいたします。それから、先程ですね、市町村の理解協力が必要だと。それから住民の理解協力も当然必要なんですけれども、いろいろ定性的には、わかるんですけども、今の森林の置かれた状況とかですね、そのためにどういうことが必要なんだと。で、もう少しその市町村なり県民がイメージを抱くために、これ難しいのかもしれませんが、定量的にですね、だいたい今の県の持っているイメージだと重点地域というのは何力所くらい、何 ha くらいが指定されそうなんだ、というそういうことは、わかるんでしょうかね。これを今後市町村なり県民の人たちが議論していったときには、果たして自分の地域がどのくらい影響を受けるのかっていうことに一番関心が出てくると思いますんで、それは、要件見ればだいたいわかるのか、私もちょっとそのへん十分詳しく知らないんで、的はずれな質問かもしれませんが、それともある程度、だいたい県としては、このくらいの森林面積の何%くらいを重点地域として考えていて、それでどの程度の効果を見込んでいるんだと、この前文は、なかなか工夫されたような文章なんだろうけど、非常に抽象的なんで、この前文の目的に対して、どの程度この施策によって近づいていくのかと。できれば量的に見て、この程度の地域が重点地域に指定されて、その部分は保全されたり、きちんと整備されていくんだというふうなことが示せるのかどうかと。ちょっと難しいかもしれないんですけども、里山については、ちょっとデータが出ていたような、いただいた資料の中で、若干のデータが、資料2の7ページの左のと

ころですね、ここで1ha以上所有林家のうち1～5haの林家70%、こういう数字があると非常にイメージが湧くわけで、そういうものが、森林整備保全重点地域についても示すことができるのか、ということでございます。それから最後にちょっと一点だけ、役立つかどうか補足申し上げたいんですけど、先週ですね、総務省の方で、ある行政評価監視結果による勧告というのを、これは森林の保全管理等に関する行政評価監視結果に基づく勧告というのを、これ総務省が農水省に勧告をいたしております。これはもう林務部の方はご承知おきだとは思いますが、この条例を策定するような背景となっている問題というのは全国的にあるわけで、そのへんを総務省が行政監察の結果、把握をして勧告をしているわけですね。市町村が、特に民有林の方なんですけれども、森林整備計画を策定することになっているんですけれども、その策定が十分でない、とかですね、いろんな問題点やいは、要間伐森林指定に関わる手続きが適切に行われていないとか、これ全国調査56市町村なんですが、全国調査してるんですね。問題点を国が調査した結果を報告してますんで、その中で長野県がどういう位置付けになるのかということ、というのは、その全国レベルの中で長野県が森林整備について、どういう問題抱えているのかという点を把握しておくことは、条例の必要性なりを議論する場合の一つの材料になると思いますんで、この勧告があったってということは、ご留意されておいたほうがいいのではないかと、ということでちょっと。それは今資料がありますんで、またお渡しします。

(熊崎座長)

すいません、時間がないもんですから。あの、実は今、ちょっと非常に重要な論点で、これも今回の場合の市町村との関係どうするかっていうところが一つあると思うんですね。それで、これは県で先程要約していただきました中で、一応県が重点地域っていうのは指定する、だけれども、地域とも密着してるもんだから市町村が、最終的には県が県知事が決めるんだけど、だけどやっぱりそれ、市町村っていうのはかなり重要な役割になって、これ決めにゃいかんということになってる。ここに二面性があって、どういうふうにするかっていうことも一つの課題になってたわけですね。これが非常に重要な論点でですね、本当はもうちょっとこれ検討したいんですけど、これ市町村の代表の方だと小木曾さんが手を上げてまして、この点について、どうですか市町村の方から見たときにですね、これ県が指定するということと、市町村が中心になってやったらいいのかどうか、ということと、多少二面性がある、そこをどういうふう調整するかってやつが一つあるわけですけど、この点について小木曾さん、どんなふうにお考えですか。

(小木曾委員)

ちょっと急で難しいんですけど、その森林整備保全重点地域に指定されたことによる特典ですね、実効性の特典というか、そういうことをもっとはっきりと市町村がわかるように、インパクト強くして、表してくれたほうがいいんじゃないかなと。そしてまた、あえて市町村が重点地域の指定を希望するようなことが、絶対必要だというようなことが、この文面で表していただいた方がわかりやすいと思うんですけど。それから、今言ったように、重点地域に指定されたことによる特典がはっきり示されるような文面というか、そこをはっきりしていただいた方が、市町村も、いろいろ計画ってあるわけですよ、森林基本整備保全計画とか、森林施業計画とか、今現在にも、そこにもってきて、またこういう計画が出てくると、何かその、現行のいろいろな計画と重複するような感じもします。今

ある計画の重複と整合性の面で、煩雑化というか、いろいろできてしまって。

(熊崎座長)

それはねえ、これ具体的に言ったらどういうことになるかな。ある程度重点地域っていうのはこういうものだよと、県の方からある程度示されて、それに対して、やっぱり市町村の方から申請するっていうか、それで県が最終的にここにしましょうっていう感じで決めるのか、市町村と県がある程度対等な立場で論議しながら決めていくことになるのか、そのへんイメージ的にはどういうことになりますか。

(小木曾委員)

だから、この条例の目的をもっとはっきりとわかりやすくインパクトの強い目的にするとか。というのが大事だと思うんですが。

(熊崎座長)

何か県の方、少しご意見ございますか。

(下條課長補佐)

県と市町村、それから地域森林委員会というのを設置しますんで、そこでの協働という形でやっていきたいと考えています。そこらへんを条文では、協働という言葉を使わなかったんですが、3ページの森林整備保全計画のところの5番、意見交換及び情報の共有を十分に行うとともに、という形で、そこらへんを表現したつもりなんです。ですから、県が一方向的に作ろうという気は、さらさらございませんので、ボトムアップ的な計画にしていきたいというのを前面に出していきたいというふうに考えております。それともう一点、市町村の皆さんとは、事前にいろいろ協議の場を作っていくように、現段階で予定をしております。結局は市町村の皆さんが地域森林委員会と核になって整備を進めていかなければならないというのは、我々もよく承知しておりますんで、この条例の趣旨、内容について、市町村の皆さんに十分な説明をする場を設けて、また、市町村の皆さんのご意見をこの条例に反映するような場を作っていくと考えております。

(熊崎座長)

ただね、今のあれでは、だいたいこの重点地域が、どういうところになりそうかというのは、県の方でもある程度予想はついてるわけですよ。先程ちょっとあの宮崎さんのところでありました、その量的なものとか、だいたいこのくらいはいきそうだっていう、例えばこれ、重要なダムの上流域とか、いくつかの要件はあると思うんですね。それで、だいたいそのあたりのところは、一つやっぱりあるんじゃないか。例えば今の場合にですね、はじめの総則のところ長野県の森林というのは、どうでなきゃならんかという大きいビジョンを出す段階で、だいたい重点地域というのは、こういうところであり、里山の地域というのは、こういうところであり、というような全体の像というものが示されるわけだけれども、そのレベルでは、重点地域とはこんなところだという県のイメージがあって、具体的にどこにするかというのは、これ市町村長との協議である程度固めていくということになるんですか。

(下條課長補佐)

その内容につきましては、資料2の3ページ、私の方で説明を申し上げませんでしたけれども、重点地域の指定基準、ここにはその4つめのところに指定基準というところで、長野県治水・利水ダム検討委員会条例に定める河川流域または既存の利水・治水ダムの上流部に位置する流域等々書いてあります。こちらへんから考えていきますと、例えば一番上のは、田中知事の脱ダムの9流域を指すというふうに考えております。その他に次のところでは、既存のダムの上流域、それから1級河川の上流域、もう一つ長野県では水道水源地というのがありまして、だいたいこちらへんで指定できるのかなと。ただ面積的なもの、おおよそ大変申し訳ないんですが、約10万haくらいですか、ただ、詳細についてはまだ、細かい内容を検討し洗い出しを進めている最中のごさまして、おおよそのところは、そのくらいかなというふうに考えております。

(熊崎座長)

そうすると、既存の制度の中でいろいろ指定されてるところがあるわけですけど、そういうところの重複というのも勘案しながら決めていくということですね。具体的にはまた、各地域にも森林委員会というのが設けられるとしたら、ここでも論議されるということになるもんだから、そういうことも勘案しながら決めていくということですね。よろしいですか。何か特にございせんか。今のような格好になると思うんですね。それでなかなかこれ、ずっとやっていきますと難しいところもあるんですけど、そんなところで協議しながら決めていこうというのが、事務局の方の精神のようなあれですけど。特に補足することございせんか。

(下條課長補佐)

すいません、それではですね、具体的に脱ダムの9流域では約4万3千8百haほどございせん。それから、既存ダムの上流の19流域では、5万4千haほど、それから1級河川では約40流域くらいですか、これが1万5千6百haほど、それから水道水源、これが46箇所になりますが、これが3千8百haほど、ただこの中には重複する地域が含まれておりますので、おおよそ10万haというふうな言い方にさせていただいております。また、現在調査中ございせんので、もう少し他の流域等も含めてできるような形で、この基準を定めていきたいというふうに考えております。

(熊崎座長)

はい、わかりました。それから今、宮崎先生からいただいたんですけども、これが農林省への総務省からの勧告ですね。勧告というのは、今これ見ましたら、間伐やらにやいかんとか、ちゃんといういろい言うってんだけれども、そのきちとした計画がないんじゃないか、という指摘なんですね。まさにこれから、おそらくこの長野県で作ろうとしている条例では、ここで計画きちっと作ってやっていきましょうという、これに対する僕は一つの解答になるんじゃないかと思っておりますけれども、それをいただきました。よろしいですか。ちょっと12時過ぎましたけれど、今市町村との関係ということですね、ご質問があったもんですから、少しだけ時間オーバーして論議させてもらいました。そうしましたら、昼からですね、由井さんから順番に一人一人意見いただきながら、それで重要な論点になった時に、今のような格好で討論しながら進めていきたいと思うもんですから、一つよろしくお願

いします。では、午前の部はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

【休憩】

(熊崎座長)

これから午後の部を再開したいと思うんですけど、先程ちょっと予告しておきましたように、今度は由井さんの方から順番にやっていただくということですね。この前の会議のときには、森林の整備ということと利用ということとを、もう少し一体にして考えないといけないんじゃないかというお話もございまして、今回の条例案見て、どんなことお考えになったかコメントありましたら一つよろしくをお願いします。

(由井委員)

はい。すみません。今回の条例を読ませていただきまして、感じたことを申し上げます。森林保全条例の制定によりまして、県民主体の多様な山づくりの気運が盛り上がり、県下各地で地域に合った多様な山づくり、或いは山の利用、そういうようなことが実行され、結果として県内の山林の財産価値であったり、利用価値が上がってきて、山林所有者の山に対する意欲が変化していくことが、県下の山村の活性化となり、現在のカラマツ造林に偏った山づくりからの脱皮になると考えております。県下の山は、かつては多くの樹種が林立する混交の森でありましたけれども、戦後の復興による木材需要の高まりによりまして、その結果として過伐により多くの山林が失われました。その後の植林は、早期に市場に供給可能な針葉樹の植林に偏った結果、現在のスギ、ヒノキ、カラマツそれからマツの一斉林となってしまいました。その当時の判断としては、それがベストであったと、私としては理解しておりますけれども、戦後50年以上を経て、世の中も人の考え方も大きく変化した今、山を振り返ってみて、スギやカラマツの一斉林に対する評価が当時と同様ではなくなり、今現在は、皆さんご承知のとおり厳しい価格低迷の現実に直面し、今後の展望も開けない中で、100年の大計といわれる森づくりの難しさを改めて実感するところであります。人知の及びにくい山づくりにおいて、ベストの選択は、いつの時代においてもあり得ないと思います。戦後の山づくりの教訓は、全国一律の山づくりは、いろいろな意味でリスクが高いということだと思います。材価の低迷、それから松枯れの大発生、生態系の破壊等、問題は山積しております。山村で居住する人たちの多様な山づくりを応援し、また、山に対する考え方を自分たちの力で決定し行動できるような支援体制づくりと、具体的な補助制度の説明や、或いは、補助制度利用の促進等が今回の条例で整備されていくことが目的の一つと思っております。条例の内容が明確に読みとれますので、良い文章になってきたと思っております。ただし、条例の整備によって不安を感じることがあります。国内林業の整備といいますが、どうしても間伐に目がいきますが、条例で利用の促進をうたってはおりますけれども、当面は木材利用の低迷が続く中で、利用・販売を無視した形でのやみくもな間伐の推進は、過度の供給を招き、木材価格の下落となり、間伐によって手入れの行き届いた森林の価値の下落となり、山の価値の下落、デフレスパイラルとなります。山の手入れは、植林から、伐採、イコール収穫ですけれども、それまでが計画的にバランス良く施業されることが最重要です。そのために、森林施業計画がありますので、今現在の森林の状態が間伐中心であることは、現状の山からして十分理解はできますが、ゆえになおさら今回条例の整備によって、加速度のついた間伐施業とならないように監視をしていただくことも県

の役割とっております。具体的には、間伐補助金も30年から40年生の立木に偏らないで、高齢級も対象としたりすることも必要であろうと思います。県下の需要予測に基づいた間伐枠の設定が必要だと思います。現在の材価では、皆伐に対する意欲が林家として全くなっておりますが、皆伐がない期間があまりにも長く続きますと、その後、新植も下刈りもなくなります。間伐が一巡した後は、林業施業もなくなってしまう可能性もあります。皆伐に対する補助金も検討していただき、バランスの良い森林施業が進むような基盤整備を望んでおります。また、補助金の種類につきましても、メニューを増やしていただきたいと思っております。例えば、樹種転換補助金、葉脈路補助金、作業道補助金、それから林間におけるキノコ栽培補助金、また、山菜栽培補助金、里山整備の遊歩道の整備補助金、複層林誘導間伐補助金、また、過度の間伐をあまりにも繰り返していますと、林間が非常に明るくなってまいります。そうすると笹の繁茂を招きますので、笹にあまりにも覆われた山は、次の新植ができなくなってしまいます。そのための、笹等の植林阻害物については、その植林阻害物の除去ですね、そういうような作業等があります。また、先程里山整備云々のあれがありますが、例えば今までは植林とか間伐とか、林業施業は経済的な観点から作業が行われております。とにかく経済的に成立するような施業を中心として行っておりますけれども、今後の山の使い方は、経済的な観点というのをちょっと捨て去って、例えば里山の一部にヤマザクラ等を植えて、景観の良い山づくりをしてみるとか、そういうような補助金もあっていいんじゃないかなというふうに思っております。そんなことで、補助金のつけかたについても多様化も検討していただければありがたいというように思っております。以上、私がこの今回の条例について感じたことでございますけれども、いずれ、冒頭で申しましたように、この条例で、山を持っている会社であったり個人であったり、それぞれの皆さんがとにかく元気になって、山を財産として前向きに捉えられるような方向が打ち出されてくれば、この条例の意味があるんじゃないかなというふうに感じました。以上でございます。

(熊崎座長)

あの、ちょっと一つだけ、この前のときも言っておられましたけど、森林の整備ってということと利用ってということ、やっぱり表裏一体だからということ、これ非常に重要な論点だと思うんですけど、今回のこの案見られまして、そのあたりへの配慮というのは、ある程度まあバランスとしてはいいってことでしょうか。

(由井委員)

中身として、そのようになっていると感じましたので、ちょっと具体的なことを、先程補助金の種類とか、そういうことは基本的には私の考えている利用面について、かなり配慮がなされているなと思ったものですから、さらにそれに付け加えさせていただいたような次第です。

(熊崎座長)

ありがとうございます。すいません。そうでしたら安井さん、一つよろしく願います。この前のときもね、出口の問題というのもいろいろお話しになってたんですけど、そういう面から見ても今回のこの案はどうか、ちょっとコメントしてください。

(安井委員)

安井でございます。先般は、私京都の方からまいりました、いわば川下の、木を使う方の側といたしまして、いわゆる長い長い間京都でいろんな銘木、いろんな材料を使った一つの厚みのある使い方、厚みのあるそのような日本建築の使い方について、何かまたお役に立てたらと思ってまいりましたわけでございます。このような立派な条例ができて、いやいや大変なことやと、これはもう本当に山方さんにとっては、すごい財産価値と申しますか、価値観のある新しい施策であると非常に私感銘いたしております。また、京都ではこういう問題は論議されておられません。従って、川下からこちらに参りまして、つぶさにこの立派なアカマツを見たり、或いはカラマツを見たり、この山の雄大な国の本当に尊い先人の苦勞をですね、どのようにしてこれをまた文化に、建築文化に、移設していくかということに非常に夢を持たせていただいていると思っております。ご承知のように、今まで新政府、明治からこちらになりまして、全部縦割りです。従って昔のようないわゆる数寄屋と申しますか、里山にありましたクヌギとかカエドとかリョウブとか、いろんないわゆる広葉樹の使い方は、今ほとんどの建築屋さんにはご存じないと思います。しかし、こちらに参りまして無尽にそれが、今ございますし、これがやはり、新しいこちらの里山政策の中で、新しいまたこの土地の材料を使った新しい建築、21世紀に向かった新しい数寄屋建築と申しますか、長野建築と申しますか、新しい建築が、私は生まれるであろうと思っておりますし、これはやはり、7、8年後には大変な評価をいただけるように思っております。これはやはり、モデルケースとして東京の方、いろんな方がこちらにおいてになると、それが心休まる、心の本当に憩える夢の住まい、これが私は大きな課題であろうかと思っております。そういう点において、開発の問題とかいろんなことございますが、私は、とにかくできることから、また組合の方、個人の方でもいいんですが、できることから、まず先端をきってですね、新しい21世紀の新しい長野数寄屋と申しますか、数を寄せた材料で新しい建物がこれから生まれてくるんじゃないかと思っております。また、これに林業家の方と一緒にですね、頑張っていかなばならないと思っております。また、漆にしてもですね、日本一の漆屋さんがたくさんあるところでございますので、ご存じのように漆というのは、英語でジャパンと申します。これがですね、今衰退しているわけでございますので、これももっともですね、海外にこれを、漆の技術をジャパンで広げていくべきだと思います。こういう問題も含めまして、各細部細部、たくさん種類で京都流の非常にデリケートな使い方を皆さんにこちらで一緒に勉強して、そういう理想のものが5、6年先にできればありがたいなと思っているわけでございます。詳細につきましては、また、次回申し上げますが、このへんでよろしゅうございますでしょうか。

(熊崎座長)

はい。この条例の骨格が今回出てきたんですけど、安井さんの目から見て、ここんとこはどうしても付け加えておいてもらいたいとか、何か注文というか具体的なあれはございませんか。

(安井委員)

開発の問題です。この問題は、やはり県で全部開発計画がいけるように、いわゆる開発によって、こちらでこのできるような、許可と申しますか、そういうのができてすぐ開発できると。できれば、全部木でやりたいんですね。そういうふうな夢を持っておりまして、よろしゅうございますか。細かいことは、また次回申し上げたいと思っております。

(熊崎座長)

わかりました。ありがとうございました。え、辻さん、この前のときは環境教育との関連で話をいただいて、そこで里山をどうやって活用するかっていうのが一つの焦点だったんですけど……。

(由井委員)

あ、すみません。すみません。先程私、一つだけ落としてしまったもんですから、追加をお願いします。

(熊崎座長)

はい、どうぞ。

(由井委員)

今回の条例の中でですね、気になることは、国有林の役割っていうものが全く入っていないだけども、果たしてどうなっているのかなど。それだけ、ちょっと気になってました。

(熊崎座長)

ちょっと今聞いてみましょう。ここ、事務局の方ちょっとあれなんですけど、国有林がほとんど言及されていないですね。言われてみれば、これはどういうことでしょうか。

(下條課長補佐)

理念的な部分では共有していただけたと思うんですが、実際の施業の段階になりますと、そこはこちらでは、入っていないような形ですね。ですから、理念を共有していただいて、同じような森林づくりに努めていただければというふうに考えています。

(熊崎座長)

これは全く言及されないんじゃないじゃなくて、はじめのころの全体像、長野県のね森林の望ましいビジョンあたりのところには、国有林にも言及されるということによろしいでしょうか。そういうことですね。わかりました。すみません。それでは辻さん、お願いします。

(辻委員)

では、よろしく申し上げます。教育に関するNPOで働いています。子供たちの教育とか。そんな方向でいつもしゃべってしまうんですが、条例の骨格については、そんなにもう意見は、基本的に細かいところはないと思います。次世代の教育、人づくりということも含めた条例になれば思いを込めまして前回発言させていただきましたが、なかなかそれは具体的な形では、まだ難しいだろうと思いますので、文言には入っておりますし、そういった姿勢が見られますので、私としては細かいところでは、ないと思います。その上でちょっといろいろ話をしたいなと思っているんですが、今、夏休みに僕たちも、泰阜村という小さな村です。全国の子供を対象にキャンプをやるわけなんですけど、定員が千名くらいなんですけれども、もう既に400名くらい申し込みが来ているわけですね。やは

り、こういうこと何もない村なんですけれども、中山間地での体験とか、もっといろいろなことを感じて参加させたいという親がいるんだと、本当に感じて僕たちも非常にやりがいを持ってやっております。教育というか、どうやってこの伝えていくのかというのが非常に大事なことじゃないかなといつも思っております。わりと外国の話ばかりしちゃうんですけど、地域に住みながらそんな話もなかなかできる機会もないので。私は、NGOとしてですね、バングラディッシュの地域づくりにちょっと関わったことがあったんですが、その時に向こうのバングラディッシュの方の教育大臣みたいな方とお話する機会があったんですけど、国づくりに何が一番必要なのかという話になって、やはり教育だと言いきり切りました。民主主義の国づくりに子供たちの教育が一番大事なんだと。なるほどなあと考えた次第です。これは、どこの世界にも当てはまるものじゃないかと思っています。私、文部科学省というか、そっち系統のエリアなんでそういう話をするんですが、3年前ですけどフランスに行ってきた。何でフランスに行ったかというんですね、「C.V.R.」っていう、センター・フォー・バカンス・アンド・レクリエーションというのがあるんですけども、子供たちにバカンスの体験をさせるんですね。夏休みに、2ヵ月以上。そういう所が国の政策としてあるんだということで、ものすごく感動して行って来たんですが、驚異的でした。2万箇所もあるんですね。2万箇所も、子供たちの体験活動を見ているというシステムが存在する。これ、なぜ起こったかというのは、青少年の健康促進と、昔々の話なんですけど、非行防止とか情操教育を高めるために50年前くらいに始まったんですが、これが本当に動いている。なぜ2万箇所も動いていけるのか、ということ調べてきました。単純に3,300の日本にも自治体の中に、あったとしても6箇所くらいあるというのが、6箇所も僕たちのような活動をやってる所があるんだなあと思うとびっくりするんですけども、そういうことがあって聞きました。どこが運営しているんだと、基本的に、行政は1割だと。で、企業が1割なんです。フランスっていうのは、割と自分のところの社員の福利厚生のためにですね、子供たちの体験活動も取り入れたりしているんですね。じゃあ後の8割は何だっていうと、地域住民が組織する民間なんです。これ本当にびっくりしたんですけども、どうやってこれが動いているのかって聞きました。地域主導ってのは、どう保証できるかっていうことが第一点だと。で今日の条例、一生懸命一緒に考えさせてもらっているんですが、この重点地域の森林委員会だとか、里山の協議会とか、そういったものが、その地域の人たちが動きやすいシステムになりうるのかというところが、まだ僕には見えないんですが、ぜひそこらへんは保証していけるようなものがあればいいんじゃないかなと思います。あと、そういう施設、設立のときは国の基準が非常に厳しいですね。ここをクリアしたらやっていいよというのがあるんですね。ただし、始まっちゃったら、運営はほぼおまかせするという恐ろしいシステムなんですけど、それだからこそ回っていくと思っているんですけども、そういう意味で、この指定の基準が先程も宮崎先生もおっしゃってましたが、この指定の基準っていうのは妥当かどうかというのが、ここ僕も具体的にはわからないところなんですけど、やはりよく検討する必要があります。もう一つは、ここが僕としては言いたかったところなんですけれども、それを運営していくというか、回していくというか、動かしていく人の存在感だと。そういう地域主導はいいんですが、フランスのその施設の場合、子供たちと付き合ったりする場を運営する人材をフランス政府が育てているんですね。全国の統一の指導者制度を持っているんですね。教員と同じなんです。学校の教員と同じくらいに外で遊ぶ子供たちを指導する制度が国家統一であるんですね。それはもうびっくりしたんですけども、そういった意味で、この条例によってこういった委員会とか協議会、動いてくると思うんですが、それを構成する人とか、コントロールしたり動かしていく人、

促進する人、これを育てていけるのかと。これ、林業担い手という範疇じゃなくて、地域づくりを動かしていく人たちっていうのを、森を切り口に育てていけるくらいの意気込みがないと、回っていかないんじゃないかなと思っております。こういったシステムはいくら作れても、やはり動かすのは人間なので、そういった意味では教育というか、そうやって人に伝えていけばいいのかなって思います。私は子供の教育の方をいつも考えているんですが、やはり同じくらいに今を生きている大人へのアプローチ、啓発という部分も必要なのかなというふうに思います。こういう条例ができたときに、よし、この条例ができたから、よしやろう、というようなモチベーションを与えられるようなアプローチというのを取った方がよいのではないかと思いました。もう一つなんですけども、前回もちょっと話をしましたが、また外国の話で申し訳ありませんけども、ヨハネスブルクのサミットで提言されたことなんですけども、持続可能な開発のための教育の10年というのが2005年から始まりますけども、これは日本のNGOが政策提言を日本政府に行き、それを受けて日本政府がサミットで提案した、すごいボトムアップの活動なんです。そういうところもぜひ、と思ったんですけども、持続可能な社会というのがどういうことかと、森づくりというの、その中に入るのかなと思ってはいるんですが、決して環境のことだけではないと言っておりました。貧困や人口とか、食糧の確保とか、あと民主主義をどう保障するかとか、無差別も人権も平和もですね、そういった包括するものが持続可能な社会なんだと言っていました。これが従来の繋がりでは、それぞれの今の分野が繋がっているわけなんですけど、従来の繋がりでは持続可能なんていうのは難しいんじゃないかと、これ皆さん、僕も含めてわかっていると思うんですが、じゃあどういう繋がりとか関わりを作れば、持続可能になるのか、そういった繋がりというか形というのを、モデルっていうんですかね、それを示せるような条例作りになっていくといいなと思ってます。或いは、そういった動きを作ろうじゃないかと。新たな、そんなふうな条例になればと、夢ばかり抱いているんですが、ビジョンとか夢とか思いとかがないと動き出そうとも思いませんので、森づくりというのは人づくりなのかと、もっと言うとこれからの地球とか社会とか、そういったものづくりになるのかなあと大げさな意味も込めまして。こういったシステムが動いていけるような、子供たちの教育と同じくらい僕たちもそうですけど。今、動かしていく大人の考え方にこういった価値観の再構築を一緒になって迫るのかということの可能性を高めるような条例になればいいなと思っています。すいません、抽象的なことばかりで申し訳ありません。

(熊崎座長)

これ、今、誰が動かしていくんだという、またその育成も含め、非常に重要な部分だと思うんですね。持続可能な社会を作っていくという視点を入れながら、これある程度森林を位置付ける格好になったら、もっとちゃんとまとまる可能性も出てくるかもしれないわけですね。そういうふうに聞いてました。あの、これ人材のとこっていうのは、なかなかこれ、人を作っていくというか、なかなかそこまでは入れないのか、多少は言及していく必要があるのか。

(下條課長補佐)

大変難しい問題ではあると思いますが、できれば検討して、入れられるものでしたら入れていければ、この条例がさらに生きてくるのではと考えていますので、ちょっと検討させていただきたいと思っています。

(熊崎座長)

僕も同じような感想を持ってましてね、システムはできてこれ、一体誰が動かしていくんだという、で、もしないとしても、それをこれから育成するということを考えなきゃいかんのかなという感じがちょっとしてました。ありがとうございました。それからすいません、関原さん、この前の時に森林の相対化っていうか、それやっぱり定義することじゃないかとおっしゃってましたよね。で、ここでもやっぱり多面的な機能とかいろいろあるんだけれど、今回の条例案の中で、この前言われたような趣旨っていうのがある程度入っているか、これなかなか、それのとおりには入ってないと思うんだけれど、コメントありましたらお願いしたいと思います。

(関原委員)

はい、4つか5つあるんです。パブリックイン何とかメント、これがよくわからないんですけど、まあ書いてあるようで、こんな形でビジョン作りましょうっていう考え方は、まあ反映されてきたかなあということなんですけれども、まず、森林を相対的な価値分類をした上での条例になったかという、なってないですね。なぜかという、やっぱりどうしても業の方へ偏ってしまうくらいがあってですね、先程申し上げましたように見ていくとですね、国有林の問題はこれ完全に欠落してますね。それから、分類の中に何もしないという、何もしないことの価値も含めて森林がカテゴライズされて、それも保全だと、いうことになっていないと。なぜかっていうとですね、林野庁が言っている森林の公益性要素に関しての分類は出ているんですけど、種の保存というのがまるっきり欠落しているんですよ。種の保存に必要なのでこの森林は守りましょう、という部分が全然入ってないですね。ですからどうしてもその業に偏った条例という感覚をぬぐいきれないということになってる部分。ですからその何もしないという価値もちゃんと明示すべきだと思うんですね。それが一個あります。それとですね、これ見ていくと、よくまとめられたと思うんですけど、最終的に帰結するのは、ボトムアップによる意見の吸い上げと活動の期待だとなるんですけど、そのボトムであるところの自治体がですね、やる気がなかったらこれは画餅になるということですよ。そうしたときに自治体がですね、この条例に基づいて意欲を持って取り組むようになるためには、どうするかっていう問題が非常に取り残されていて、これは大問題だと。で、言い方悪いですけど、詰まるところ金の問題になってくると思うんですね。実際は自分たちの費用からさらに持ち出しですね、なおかつ里山やこの全体の森林の保全をしないといけないということで、手を上げる自治体っていうのは、よほどそれをやることで、副次的な産業効果とか観光効果が見込めるところじゃないと手を上げないと思うんですよ、おそらく。じゃあ、それだけの財源を県が全部確保できるのかということ、大変難しいはずですよ。これだけのことをやろうとしたときに、というわけで、この自治体まかせのボトムアップ方式だけでよいのかという考えが1個。それから、財源確保の手法、もうちょっと具体的な方法論が明示されてきてもいいんじゃないか、ということですね。ですから、高知県方式もよろしいですし、また、こんなことも考えられるんです。さっきの開発面積の1ha以上とかいうところの部分なんですけれども、森林地帯に関しての開発の今まで当たり前に行ってきたけどどうにもなってないところってのは、何かといいますと、例えば高速道路を考えていただきますと、広大な幅で、あれ線で地図上では出ていますが、実際、面ですね。あれで森林を切るんですけども、例えばですね、ああいうふうに伐った森林の森林損失に関してですね、開発者側はそれを何らかの形で充当する責務を負うんだと。つまり再植林費用を出せだとか、或いは、そういう団体に対して何かの支援を行えとか、ということが義務付けられていくと、これが財

源になるのではないかという考えもありますね。それから、みんな忘れてるんですけど、あそこで伐られた木というのは、伐った瞬間から産業廃棄物になるんですね。それが本当に利用されてるかっていうと実は違ってます、大変多くのものがただ捨てられておりますね。つまり、森林地帯を開発する場合、許可の基準の中にですね、損失森林面積相当の充当手段をどのように持つのかと、産業者側が。それから、伐ってしまった木の処理を、どのような方法で、処理じゃなくて一番いいのは利用なんですけども、そういう考えがですね、そういう方法論と経費も盛り込まれた開発でなければ認めないという、そういう約束を守れる、ということの部分が必要じゃないかなと思います。それから、この条例でうたわれているというか、感覚的に知覚している「業」というのは、おそらくやはり「林業」までなんです。まあ、いいとこいって「製材」でも、前も言いましたように、林産業というのは、最終加工製品を作る人たちまでが「業」でして、ここを分断して消費は起こらないんですね。ですから、文言のようになりますけれど、「林業政策を推進」ということがよく出てきますけど、これやっぱり林産業だろうと思いますし、それから、林業及び木材産業等が持続的かつ・・・と言っているんですけど、木材産業というのは、どこらへんまでを意図しているのか。というか、木材製品を二次加工して製品を作る人たちまで意識しないと、これは機能しないだろうということだと思います。それから例えば、「持続可能な社会の構築に資する県産材の利用に関する施策」というところで、「カラマツをはじめとする県産材の利用が促進されるよう必要な措置を講ずる」と。これ、この条例で大事な部分なんですけど、「必要な措置」程度のうたい方でいいのだろうかということ。その必要な措置としては、具体的に大きな4項目くらいがあり得ますよ、ということ。やはり条例の中にそこまで書かないといけないうだろうと。ということはなぜかといいますと、最終的に林産物がちゃんと健全に利用されるということは、前も言いました、皆さんの使っているこのスチール製品のテーブルが、どうやったら何年後にはカラマツに変わるのか、という話になります。それを阻害している諸条件というのは、いろんなことがあります。地産エゴでまともな品物が作れないということもあるかもしれませんし、今の入札方式ではとても競争力がなくて公売できないということもあるかもしれない。であるならば、前も言いましたような、公益的価値をできるだけシミュレーションを多くやってですね、それを明示した上で、あるいは産業としての地域循環率を鑑みて、係数計算があった上で、というようなことがないとですね、おそらくこの条例を作っても、十年後にも、ここにはスチール家具しか存在しないということになると思うんですね。それから、先程辻さんがおっしゃられたとおりで、条例にぜひ入れていただきたいのは「教育」ですね。私が言っている教育というのは、まず教育者を教育する教育です。森林教育を。だいたい教育者の人は、あんまり知らないんですね。森林に関する危険な危険性とか保全の必要性とか。前も言いましたように、海拔0mのところの杉林を全部伐ってブナ林にすれば環境保全だ、と言った上越教育大学の先生がいらっしゃいましたが、こういう抜本的な部分がまず、ずれている。それからもう一つ。意欲ある担い手に林業をまかせていく、という考えがありますね、これから。管理の委託をする先が森林組合じゃないよと。ところが、意欲がある担い手が、意欲があってもですね、技術がなきゃどうしようもないわけですね。ところが、この人たちが恒常的に技術を学ぶ場所がない。まあ信州大学とかそういうところの講習とかありますけど、それをもう恒常的に、森林組合の人たちだけに特化して施すのではなくて、意欲ある人たちにちゃんとオープンのカリキュラムを県が指導してですね、意欲があるんだったら技術も習得できるような教育の場を作る、ということですね。それから三番目は産業者です。産業エゴですね。地産エゴ。地域材を使っているんだから、みっともない品物でもいいだろうと。ということが続けば、どうやっ

て、ナショナルブランドの品物にはかなわないんですね。ということは、地産エゴから脱却するには、それをデザインする人、作る人の技術の教育が、またこれも恒常的にやられていないといけないうことですね。この3つの教育をやるんだということも、この条例に最初から位置付ける必要があると思います。それから、最後ですけども、告知が弱すぎると思います。県知事は、これを告知する、公表する、という程度のことなんですけれども、県の広報あたりでちょっと書いたくらいのことでは価値が全然ないですね。恒常的な窓口を自治体に設置すべきなんです。県民、市民が行ったら必ず常時この条例の推進状態がわかると。こういう窓口を人をはりつけてですね、常設で。そこでインターネットの管理もすればよろしいでしょうし、とにかく、この条例とのインターメディアリを、時々年中行事のように文書で出したから終わり、ではなくてですね、常設されるものにする。こういうところもこの条例の中にうたっていないと、結局「バックキャストにより」と書いてありますけれども、窓口が、時々開いているそば屋みたいなものじゃ、あまり売り上げは伸びないわけですから、年中無休だよということを県民にまずうたって、さらに詳しいことはどうぞこの窓口とこの窓口、長野県に4箇所設置したんで、共有情報がありますから来てくださいと、懇切丁寧にお教えます、というくらいですね恒常的な窓口の設置を条例の中でうたうということをやすべきであろうかな、というふうに思います。

(熊崎座長)

はい、ありがとうございました。これ、いくつかかなり重要な提案があったと思うんですね。で、これ全部入るかどうかわかりませんが、こういう指摘があったということと、もう一つここで、例えば生物多様性とか種の保存とか、こういったことってというのは、ある程度これは、入ることになっていますか。それと、ちょっと僕はここであれなんですけど、例えば国有林のところが抜けている。それで国有林の方が、どっちかという、この種の保存であるとか、生物多様性であるとか、そういう関連で位置付けられるような格好になっているのかどうか、この点どうなんですかね。あるいは、生物多様性の問題とかは、あんまりここでは触れない、民有林には関係ないってということになるのか。それともう一つね、これからなかなか自治体に手を上げろって言っても手を上げない。それで、やっぱり財源確保のあたりのところをもうちょっとはっきり書き込んでおくべきじゃないか、というのもこれも大事な指摘だと思うんですけど、この二点について、事務局の方から何か意見ありましたら、おたずねしたいんですけど。

(下條課長補佐)

最初の「種の保存」の関係なんですけど、具体的には前文のところ、「生態系に配慮しながら」というような内容の一つ入れてございますし、それから、総則のところの定義のところの「森林の多面的な機能」のところでも、そういうような内容をうたい込んだつもりでございます。それともう一つ、先程ちょっと言葉足らずだったと思うんですが、理念等は国有林の皆さんと共有してやっていきたいということと、施業の関係は、どちらかというに分かれた形というのをお話をさせていただいたんですが、現在国有林の皆さんと私どもとは、常に意見の交換の場を設けて、いろいろ県内の施業方法とか、森林の整備について意見交換して、お互いにいい方向へ持っていこうというようなことで、作業を進めておりますので、この条例ができれば、また、そういう場面でもお話しして、お互いに歩み寄る部分を歩み寄って、長野県の森林の姿を作っていきたいというふうに考えています。

(熊崎座長)

それから、今の財源確保の面で、もう一つこの財源と絡んで、例えば間伐であるとかいろんなところに国自身も、結構たくさんの補助金を出しているし、そのもう一つは、使い方の問題なのか、その地方自治体なりで、そういった補助金を弾力的に使えるとか何とか、そういったようなことも、結構市町村の方から言えば大事なことじゃないかと思うんですね。そのあたりの財源的なことってというのは、あんまりこれ触れられていないんですか。

(下條課長補佐)

最初の条文、皆さんにお示した今月の初めにお示したものでは、確か下流域の皆さんのところからそういうような財源を、というような表現も一部してあった部分があったんですが、今日のここからは、それがちょっと消えたところがございます。もう一つ、木材の利用の関係なんですが、どちらかと言いますと、経済行為に係る部分が多い分野でございます。条例の中にどういう形に入れるか、というのをだいぶ私もものの中でも検討はしているんですが、なかなかいいものが浮かんでこない、ということがございました。で、一つは、今年の2月に県で「木材利用指針」というのを作りまして、公共施設には木をいっぱい使っていこうというような指針を作ったりしてるものですから、こちらへんも何とか、この条例の中に入たいかどうかが、というのを部内のワーキング等で今検討しております。もし、できれば、そういうようなところで、もう少し木材の利用ということを活発にすることによって、森林の整備の方につなげていく、そして、間伐材が今、山の中に放置されている部分、これをできるだけ使えるような方向にしていきたいと、そんなことで一つはバイオマス利用の関係で、少し今年から県も力を入れてやっていくような形をとっておりますので、そんなようなことも何か、この中に入たいかどうかが考えられるのかどうか、少し検討させていただきたいと思っております。

(熊崎座長)

ちょっと急いで申し訳ありませんけれど、そうしましたら杉山さん、よろしいですか。この前は、いらしてなかったのかな。そうですね。ちょっと今回見てこられてですね、今、国有林のことも問題になりました。何かご意見ございましたら一つどうぞ。

(杉山委員)

私の方から、二、三、お願いしたいと思っております。第1回目の時に森林計画制度との関連っていうんですか、ということでお話し申し上げたんですけども、今回、そういう点非常に整合性がとれた形で案ができていないか、というふうに思っています。今回見せていただいた中での感想といえますか、思っておりますのは、いろいろな森林整備なり森林保全の推進制度、まあ里山制度ですか、或いはあせん制度、そういったものはできるだけ推進するのであれば、推進する方向でやっていただくのがいいんじゃないかな、というふうに考えております。で、もう一つ、先程宮崎先生もお話しになってたんですけども、林地開発なり、或いは保安林制度のその重複の、今ある法律にプラスしての規制というんですか、そういう形の案になっているわけですけども、これらについて、規制を受ける側から見てどうなのかなと。そういう部分を考えてもいいんじゃないかなというふうに思っております。で、具体的に例えば今、林地開発がどの程度あって、こういう問題があると。だから、

この森林整備保全重点地域については、林地開発の許可の更なる加重のものをしなければならないんです、というふうな説明が求められると思いますので、そういったものの整理をやっていただければありがたいのかな、というふうに思っております。また、特に届出制度の0.1haという基準もあるわけなんですけれども、何で0.1haなのか。0.5haじゃなくて、0.1haなのか。あるいは0.3でないのかな。そういったものが例えば議会なんかの議論の中で出てくるかと思われるので、そこらへんの根拠を明らかにしておいた方がいいんじゃないかな、というふうに思っております。それから最後に、国有林の話がちょっと出ておったんですけども、私どもの国有林、先程県の方からお話ありましたけれども、林政協議会ですとか、民有林との流域管理の関係で、県レベル或いは地方事務所レベルで、よく連携をとってやっております。また、それぞれの部門におきましても、森林計画なら森林計画、治山事業なら治山、そういったものでも連携をとっておりますので、この条例ができたときには、条文の中にも書いてありますけれども、国との連携、ということの中でやっていきたいと思っております。私どもの国有林の施業、ご存じのとおり公益的機能にシフトしているというふうなこともございまして、既に保安林に9割指定してございます。ほとんどが、公益的な機能に使っていく山、というふうなことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、そのまま手を付けない山というふうなことで、私どもの国有林の中でも自然維持林ということで、基本的に手を付けない山というのもございまして、その中で森林生態系保護地域といったものを設定して、今、進めているところでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

(熊崎座長)

はい、どうもすみません。これ今、ちょっと出ましたね。開発規制のところかな。あの面積の加減というのか、あれ何か根拠ありますか。

(下條課長補佐)

根拠といえますか一つはですね、まず、長野県の林地開発の特徴といえますと、たいたい別荘開発が主になろうかと思えます。で、11年から13年度で県の方で調べた中を見ますと、1ha以下の開発が、約年間300件ほどございます。そのうちの大多数が別荘開発ということで、平均にしますと0.08haくらいのものでございます。その中で問題が生じているものが、年間に数件くらいずつございまして、そこらへんから、まあ平均0.08haということもあつたりしまして、それと問題の発生する件数等考慮しまして、0.1ha以上1ha以下という形にしていこうと考えました。それから、1ha以上の開発は、年間ですと3件から5件くらいありまして、問題も生じているような状況でございます。

(熊崎座長)

はい、わかりました。そうしたら香山さん、この前の時には、地域でこれから山をどういうふうにしていくか、皆で考えていく必要があるんじゃないか、ということもだいぶ強調されておられたんですけども、今回のこれ見られて、やっぱりある程度、地域でみんな山をどういうふうにするか考えよう、というシステムだけは入ろうとしてるんですけども、ご覧になってどうですか。何かコメントございますか。

(香山委員)

今朝、1ヵ月前前に送っていただいたやつを、よくよく読んできて、ここへ来たもんですから、この間にどういことがあったのかなあ、と思うくらいですね、トーンが少し変わっているなど私には見えました。法文的に非常にきれいに整えていくというプロセスの中でですね、この条例が基本条例として、かなり理念的なものを県民に提示していくというチャレンジの部分がちょっと引っ込んでしまったのではないかと、実は私はそういう評価を、今朝ここへ来て見ながら、よくよく一つ一つ比べながら、そんな印象をちょっと持っています。これは、例えば市町村の問題とか、そういうところに引っかかって、法律上の問題とかでこれを切っていった結果、そうなってしまったのかなあ、なんて思うんですが、例えば言葉の上でもですね、先程話にも出てましたけども、木材産業等というの下に「森林産業」という言葉を、前回のでは出てたんですが、今回はもうそういう言葉は消えていますね。これ、森林産業という言葉、聞き慣れない言葉を、ここであえて出していくということは非常に面白いことだと思っていたんですが、残念ながらそういうものが消えてしまったと。まあ、そういう意味ですね、ちょっと今日いただいた文案というのは、少し常識的に、ちょっと後退してしまったかなと、私はそんな気がちょっとしてんです。例えば、教育問題であるとか、環境問題であるとか、そういう問題については、言ってみれば林務部の担当ではないわけで、従来の考えで言えばですね、で、そういう部分でも、あまり書き込めなくなってしまったのかなあ、なんて余計なことを思うんですが、まあ、その中でですね、そういう総論的なことは、むしろまた内山先生とかいろいろ言っていた方がいような気もするんで、私は細かいところをちょっと言いますが、例えば開発問題のところですけども、森林整備保全重点地域の林地開発についての規定、というふうに書かれていると思うんですが、実際に林地開発というのは、おそらく里山地域で多くの問題が起こってくるのではないかなと思うんですね。そういう意味で、里山整備利用地域の開発、これがまたおそらく1ha以下のものとして起こってくると思うんですが、これをどうするのかということが全く触れられていないんですね。おそらく多くの県民にとって森林が開発されることで、何かトラブルが生じる場面というのは、そういう生活しているところに近い森林なのではないかと、私なんかは理解しているんですが、そういう意味では、重点地域で触れられていたような開発規制を当然里山の整備地域として認定されたところにも持っていかなきゃいけないんじゃないかと、例えば一つそういうことを思いました。それから、里山の方で言いますと、里山利用というのが一体何なのか、ということがよくわからないんですが、里山と言っても実際は長野県の里山は、ほとんど人工林、植林されたところでして、小規模零細所有者の人たちが大変な苦勞をして育ててきた森林であって、いずれは木材として利用しようということを考えて植えられてきたものだし、いまだに材価が安いもんで伐らないだけであって、将来、今40年で伐るつもりがダメだったけれども、じゃあしょうがない、子供の代、孫の代では何とかしよう、そういうふうを考えている森林だと思いますから、あくまでも里山の特徴としては、やはり生産林であると。で、生産林の中で人が活動することで、例えば生物多様性ということ言えば、間伐を進めていくことで、多様な樹種が入って生物多様性が改善されていく、そういう効果を持っているんですね。里山のことを考えるときには、そういう視点が非常に重要じゃないかと。従って、例えばボランティアの人であるとか、環境教育の場として使うとかっていう単なるフィールドというだけではなく、それが同時に生産活動につながっているんだということが非常に重要だと私は思っているんですが、そういう意味でちょっとここでの里山利用の考え方が、そういう生産的な部分と環境保護

的な部分が一体になっているのが里山の価値なんだ、というようなことにぜひ触れていただけたらいいんじゃないかな、と思いました。それから、当然全体のゾーニングということで、先程の話では、保全重点地域というのは、だいたいこのへんのことだというお話が出てきたんですが、里山地域というのは、どのへんのことになるかっていうと、そうでないところ全部と言えるのかどうか、おそらくそうでもないだろうと。つまり、里山的な利用という意味では、もう人が住んでなくて、おそらくボランティアなり何なりで入っていくことも当分は無理だろう、でも、先程言っていた特殊な意味での保全地域には指定されないであろうというような、面積で言えば1単位につき、まあ100haくらいから、そこらくらいの山というのが長野県の場合非常に多いんじゃないだろうか。例えば私の住んでいる村でいきますと、だいたい集落のなくなってしまったところの森林というのが、全体の森林の半分近くあると思うんですが、これはおそらく、どちらにもゾーニングされない、放っておかれる山になるような気がします。これは非常に困ったことであって、そういう所こそ、むしろ何とか公的なサポートが必要なところではないか、という気がしているんです。いわゆる里山地域に関しては、若干の支援が欲しい部分ありますけれども、全然支援がなかったとしても、今の社会のトレンドからすれば、市民がどんどん入って行って、整備が進む方向に向かっていると思うんですよ。ところが市民が入るには、ちょっと奥地すぎる、或いはあまりにも荒れていて入りようがない、しかしダムの上流だとか何だとかって、そういう山ではない、という部分が実際に捨れ出していくと、かなりの面積あるんじゃないかという気がしています。それがまさに農村の荒れている部分、山村の荒れている部分というのは、ほとんどそこですから、そこをどうするかということを入れていかないと、里山と重点地域の間部分は荒れ放題ということになって非常に困るので、我々はその部分を仕事にしたいと思っているんですが、これが昔里山だったところですから、非常に難しい。つまり、非常に割が細かくてですね、所有者がもうどっか行って、わかんなくなっちゃって、そういうところですから、そのへんのところを何とかしなきゃいけないなあというのは、思っているところです。それからもう一つ、私の立場で言えば、担い手の問題なんです、担い手については、県産材利用の項目の下の方にちょっと出てたんですが、担い手というのはプロのいわゆる林業の仕事をする人だけが担い手ではない。これは、今、担い手として考えられるのは、もっと幅広いものであって、しかもそれが連続的なものだと思います。例えばボランティアとして里山に関わっていく人の中から将来のプロ的林業をやる人が出てくるかもしれない。まして教育ということで言えば、子供の時から山に親しんでいる人の中から将来のプロ的林業をする人が出てくる、そういうことを私なんかは期待するんですが、そういう意味で担い手というのは、単に今ここでチェーンソー使って木を伐っている人のことではないんじゃないか。もっと総合的に考えて、そういう中で担い手育成っていう視点を持っていかないとですね、今日は島崎先生いらっしゃってないんですが、前回のとき、大変な数字を具体的に出して、何人必要なんだというそういう話をしてみましたけど、とてもじゃないけど、そういう形での人材確保はできないんじゃないか。で、林業自体は100年の計ですから、100年後に長野県に暮らしている人は林業やりたい人がいっぱいいて、やりたいんだけど山がいっぱいでできない、とそれくらいにならないと。で、その予備軍として、ボランティアなり何なり、という人がいっぱいいて、そういう形でないと本当に山の担い手というのは作っていけないんじゃないかと。そういう時にですね、一つの基本理念的な部分で、私がちょっと今考えているのは、前回の前文もどうかと思ったんですが、今回の前文は、ちょっと情緒的に過ぎるような気がしてですね、うさぎ追いましいんですけども、やはり、長野県民にとっての将来のビジョン、その中に森林というものが位置付けられる、そのくらいの

ものを前文に出していったら、例えば一つのライフスタイル、これから、どういう生活の仕方、どういう地域づくりをしていくのか。わざわざ山の中にみんな住んでいるわけです。で、どういう長野県を作っていくのか、という中に当然森林づくりがあって、で、その中に例えばそういうビジョンを持って長野県で暮らしているんだから県産材が使いたいんだ、当然使いたいんだ、そういうふうになっていくと面白いと思うんですが、間伐材がいっぱい出てくるから利用しなきゃならないから県産材使いましょうと言うんでは、これは一般に暮らしている人の感覚とはズレが大きすぎるんですね。ほとんどの普通の人たちは、なるべく短い工期で、見た目きれいな家が欲しいと、ほとんどの人が思ってるわけですから。なぜかと言えば、まだ、多数の県民の意識の中では、長野県ではこういう暮らしを作っていくんだ、という感覚がない。まあ日本全国平均というか、東京中心というか、そういうような自分の人生設計もあって、ただちょっと東京まで遠いところでやって不便だな、くらいに思ってるわけですから、そうじゃなくて、長野県では県民はこうやって暮らしていくんだ、その中で森林と関わっていったら、だから外国の木じゃなくて長野県の木を使いましょう、そういうようなことになっていくのが理想じゃないか。で、それを短かいところで言うんではなくて、せつかく条例作って、おそらく、そう簡単に廃止されることはなくて、何十年も続くんでしょから、今じゃ絵空事のようなことでも、やはり何十年後になっても通用するようなもの、特に前文で理念をうたう部分では、しっかり入れていただきたいなと。おそらく細かいところの改正となっても、前文っていうのは、なかなかいじられないものですね。作ってしまうと。そういう意味では、何十年後でも通用するような、そういう前文を出してきて、そこから全ての政策が広がっていく、そういうような形になっていけたら非常にいいな、と私は思っています。

(熊崎座長)

はい、わかりました。ありがとうございました。だいぶ難しい注文がついてたんですけど、ただ、今の話の中で、里山の定義っていうのが一つあって、これが、これからちょっと問題になってくるんじゃないかなと、僕もちょっとそんな気がするんですよ。それで、ここの条例案の中では定義っていうところがありますね、第1章の総則のところの。「集落または市街地の周辺にあり、人により利用若しくは管理がなされている森林又はこれらがかつてなされていた森林をいう。」という格好で里山ってのを定義されてるんですけども、里山って具体的に何だ、ということになってやっていった時に、里山ってのは、こういう属地的に決まっていくものなのか、それとももうちょっと違った何かがあるのか、このあたりも僕は非常に難しいところで、多分、この定義が問題になるところがあるんじゃないのかな、という感じもちょっとしてます。あの、これ論議しはじめたら非常に長くなるもんですから、あれですけども、そのあたりも一つあるんじゃないのかなという感じもしますですね。それから担い手の話が今、ちょっと出てきました。もう一つ非常に重要なのは、少し前に比べたらトーンダウンしているんじゃないか、ということも一つありますけどね。ありがとうございました。そうしましたら、小田原さん。よろしいですか。この前の時は、材が山からちゃんと流れてくるように、という話をだいぶされておりましたですね。特にカラマツの重要性ということを書いておられたんですけど、今回の条例の中では、そういった考え方がある程度出るような格好になっているのかとか、コメントください。

(小田原委員)

今日は、大変各委員が細部にわたって具体的なご意見をなされていますが、さすが皆さん現場でいろいろな経験をされているということを感じておりますが、実は私も現場面していながら、だいぶ現場から距離があるんじゃないかなというふうに今日は感じております。実はそういう意味で、今日のこの条例の理念とか骨格説明に関しては、大変僕は感動しております。理念が良ければ、当然骨格も良くなり、骨格が良ければ全て健康体でなかろうかと。結果的には細部に至っては、その自動的にと言うのはちょっと問題かもしれませんが、細部も十分血液がまわるような健康体になるんじゃないかと信じております。話がここまで発展した理由の一つでは、去年、森世紀プロジェクトというのを立ち上げて、この森世紀プロジェクトというのは何かと言いますと、県民が県内の森林の有効利用というか、森林をどうしようかということに対して、県民が立ち上がったプロジェクトじゃなかろうかと思ひまして、それをスタートさせるために、まず第一にこの条例を作らなければ始まりませんので、この条例をまずきちっと骨格を作ると。それに基づいてルールが敷かれ、そのルールに乗って、いろいろなプロジェクトが走り出すではなかろうかと思っております。実は、そのプロジェクトの中に、もうスタートを始めたんですが「森世紀工房」というプロジェクトが立ち上がりました。というか準備中と言った方がいいのかもしれませんが、それは、この植林カラマツのまず有効利用を事業にしようじゃないか、ということで、それには、どういう人たちが立ち上がればよいかと、前回にも話をさせていただきましたが、針葉樹の加工では非常に建具屋さんの加工技術レベルが高いので、その組織を、建具屋さんたちを組織して、その森世紀工房を立ち上げようじゃないかと、ということになりまして、これ県内に建具屋さんというのは、延べ長野県建具業組合の会員さんだけで何と270社もあります。270社ということは、例えば1社4人としても、千人以上の職人さん、関係者がいるということですから、大変大きな組織になるんじゃないかと。この組織が、このカラマツ材有効利用に立ち上がったときには、大変大きな影響力が出るというふうに僕は考えて、まず、建具組合に話をかけて、立ち上がりまして、その中から我こそはという親方がちょうど40何社参加するぞ、ということで、参加していただいております。その40何社かは、私自身がこの目で確認したいなと思ひまして、訪問させていただきましたが、驚くほどレベルの高い技術を持っているということで、また、安心というか、将来に対して期待をふくらませております。

(熊崎座長)

特に今回の条例に関しましてね、注文なりコメントをいただければと思いますけれど……。

(小田原委員)

わかりました。えー、そんなことで、そういう力があるという背景の中に、この条例が乗っかってくることが、極めて安心、やはり、この材をそれなりの価格で買ってあげられる、という付加価値の高いものに切り替え、循環させられるんじゃないかと。それは、このような条例に乗っていいけば、良い材が安定的に供給されていくのではなかろうか、というふうに感じております。そんなことで、具体的に形づくらないといけませんので、県の方でも今月、技術の発表できる場をこの県庁の一部に作ることもできましたので、準備中でございます。そんなことで、私は、この条例、今問題になっている材の供給に係る安定した価格とか品質とかを、このような条例の中から質の高い森林管理をしていただきながら、材の供給ができるであろうと、また、期待していきたいなと思っております。

す。

(熊崎座長)

だいたいこの条例ご覧になりましてね、期待できるような材が出てきそうですか。

(小田原委員)

今回のことで、木材を加工して研究しておるんですが、40年ものとか、50年ものとか、中では70年もの、80年もの材質を見せていただいておりますが、このカラマツが70年以上に育ったカラマツというのは、品質がこんなにも違うのかというほど見事な材に変身するんですね。こんなことで、私は前からこのカラマツを、ゴミの山と言っている人も多かったんですが、宝の山と言えることが確信しているところなんです。ですから、これは後は技術者と付加価値の高い商品規格、それとこの条例が一体となったときに初めて、歯車が回っていくんじゃないかと期待しております。

(熊崎座長)

はい、ありがとうございました。では小木曾さん。根羽村では、間伐による森林整備と、また経済的に回すっていうのが、比較的両輪となって、うまく今、回り始めてるっていう話も少し聞いているんですね。また、そこでは、それぞれの小流域あたりで委員会ができて、ある程度まとめて森林管理していくような、間伐していくようなシステムも既にお作りになっているという、非常に先進的な例じゃないかと僕は思うんですけども、ちょっとそんなことも含めて紹介してもらいながら、今回条例全体について、今根羽村でおやりになっている経験に照らして、やっぱりこういうことが大事じゃないかということ、ございましたらぜひ、お話し願いたいと思うんですけど。

(小木曾委員)

根羽村では、紹介いたしますと、非常に林業に熱心な村でございまして、明治の前、金原明善、古橋原六郎という近隣の町村の先輩の教えを受けて、今なお、今の林業の低迷は一過性であると。必ずまた将来、昭和20年、30年、40年の初め頃のような時が来るんだろう、ということで、今なお林業に熱心なわけでございますけど、その中に、私のように50代以上は、ほとんど熱心なんですけど、今の私の子供たちになると、もう山は、もういいだろうという気風が出てきておりますので、何とか林業を再生しようと村中、林業立村を歴代の村長が標榜しているように、林業でこの村を立て直そうと、頑張ろうという中で、間伐しなければ山はだめになってしまうということで、今非常に間伐に力を入れております。お陰様で、国と県の補助金で、だいたい切り捨て間伐はできるんですけど、私は搬出までやって、その搬出した材を製材所へ持って来て付加価値を高めていき、それを建築材として、根羽スギのブランドで何とか売ることはいけないだろうか、ということで頑張ってきたわけでございます。そんな中で、村では、搬出間伐をやる場合は、県と国の補助金の他に嵩上げをしております。嵩上げをすることによって、山に魅力のなくなってしまった林家にも、魅力を与えようということで、今行ってきておるわけですけど、だいたいそういう目覚めができつつあるかな、という中で、県のAGの指導をいただく中で、団地化造林というのも教えていただきまして、10人なら10人の一洞の林家の人たちを集めまして、みんな一斉に間伐をやろうと、この山の洞は全部みんなと一緒にやろうと。中には、あんまり魅力がないと、山はもういいと、金を出すような間伐ならもういい、と

いう人もおるわけですけど、その人たちにも説得をいたしまして、団地化の方法で今行っております。そして、材を製材所へ持って行って、収入のある間伐をすることによって、言い伝えて「今やっている方法は、いい方法だぞ」ということになってきました。そこで、村でも嵩上げが非常に多くなってくるといふことと、今非常に地方の自治体も交付税の削減などで苦しいわけでございます。何とかこれを下流の人たちに応援していただけないかなあとということで、下流の人たちに水道料に1トン1円ずつ上乗せしてほしいということを上流から下流に申し上げたんですけど、豊田市だけは、既にもう1トン1円をやっております。だいたい豊田は、1年に4千万から5千万くらい自分で、流域26市町村が1、2の3でできないわけでございますので、理解していただいた、できるところから今行っていたいおるわけでございます。しかし、なかなか上流から発信する我々の気持ちが変わりませんので、下流の人たちに上流からお願いしましても、どうして上流の個人の山に我々が1トン1円で応援しなければならぬのか、というようなことをよく言われるわけでございます。そこで、山は個人の山であるけど、流域の山であり、社会、地域、流域みんなの山であると、みんなで水をきれいにして、下流も上流も一緒になってやろうじゃないか、ということをおっしゃるんですけど、そこで、私が再三、今日で3回目出席させていただきましたけど、1回目、2回目ともに、法定外目的税、平成12年の地方分権一括法から、法定外目的税も認められてきましたので、何とか水源税のことを今日期待してきたわけですね。ここに何かうたってあるかな、というような気持ちで来たわけでございますけど、目的税導入についての、これ税でございますので、非常に難しい面もあると思っておりますけど、言及されておりませんので、内容的なものを入れ込むのは無理だと思いますけど、指針的な面でも結構でございますので、何かせつかくこれだけのものもできるので、そうした指針的な面での表現をちょっと入れていただくとありがたいなあと、このように感じました。それから、県民参加で森林整備を進めるということは大賛成なんですけど、山村だけの課題にとどめるのではなくて、都市と山村、川上と川下といった視点をあえて意図的に盛り込んだ内容として提示していただければ、非常にいいんじゃないかなあと、こんなことも思いました。そして、その方策の中に水源税と森林整備のために資金の援助を言及すれば、都市住民と山村住民で力を合わせた流域一体の森づくりへの面を打ち出していいただければなあと、こんなことも感じた次第でございます。それから、県産材でございますけど、県産材は特徴ある取組で、非常にいいと思うんですけど、もうちょっとインパクトを強めて、例えば「県産材の住宅建築月間」というのを長野県独自に設けたり、「県産材の建築運動」とかいうのを交通安全の週間みたいに設けて、県民にわかりやすい表現が必要であるかなと、こんなことを感じた次第でございます。それから、全体的なんですけど、もっと、なめらかな文章じゃなくて、インパクトを強くして、強い意思表示や行動を促す、躍動感あふれるような表現がいいんじゃないかなと。そして、なおかつ、わかりやすい、そして行動を起こしたくなるような、そういうふうに作っていただければ、もっとこれ良くなるんじゃないかなと、こんなことを思いました。そして最後にもう一度言いますが、税は難しいと思っておりますけど、水源税、環境税、森林交付税など、何かこの中に加えていただければ、長野県は山林県、林業県でございますので、実際非常に元気が出るんじゃないかなと、こんなことを感じました。以上です。

(熊崎座長)

はい、ありがとうございました。僕は、根羽村っていうのはあれですね、長野県の中で、今回の問題考える場合でも、やっぱり一つの先進的なモデルが、ある意味から言ったらあると思うんですね。

団地化して間伐やっていく、そして、ある程度山をまとめて、そこに機械入れていく、そういう格好でないとなればやっぱり面としての間伐ってのは、なかなか進まないと思うんです。僕は前からそれ言ってたんですけど、岐阜あたりでもなかなか、それできないんですね。このように良い例があるものですから、やっぱりそこが一つの先導的なモデルになっていけるんじゃないかなって感じがしました。これ、水源税のやつっていうのは、先程、税の話は抜けたっていうことでしたっけね。やっぱり中で検討していると難しいっていうことだったかなあ。大変過ぎて、よう入れなんだってことか。

(下條課長補佐)

税に関しては、この中で位置付けるのが難しい面があります。上下流交流などの部分の中で、そのあたりの表現ができるかどうか、再度検討させていただければと思います。

(熊崎座長)

一つよろしく。

(小本曾委員)

愛知県の、私、矢作川の最上流でございますけど、下流にトヨタ自動車とか豊田市とか、工業地帯たくさんあるんですけど、たいは理解はされてきたようで、先程申し上げましたけど、豊田市では既に上流に山をつくった面積によって、還元をさせていただいておるわけです。ところが根羽は長野県でございますので、愛知の上流だけしかやってもらえないわけで、ぜひ、この長野モデルの中にしっかりうたっていたいただければありがたいと思います。

(下條課長補佐)

木曾川流域で、そういう形の取組をされているというのも私たち承知しておりまして、何とかそこらへんを入れたいな、ということで、いろいろな検討はしておりますんで、もう少し時間をいただければと思います。それから、もう一点、先程インパクトの強いというお話がありました。言葉を入れたらどうだ、という中で、先程「森林産業」という言葉が抜け落ちちゃったというご指摘を(香山委員から)いただいたんですが、実は3ページの左側の上のところに「森林の多面的利用の促進」の中に、事前の資料では「森林産業」というのを項立てして入っていたのは事実です。内容検討する中で、多面的利用の促進の一環ではないか、という検討の中で、項立てから落としまして、2項目のところに、これ3ページの左側の上から2行目のところ、左側ですね。「県は、森林と観光、教育、保健、文化等様々な分野と融合した森林産業を育成するため、必要な措置を講ずるものとする。」というふうな形で、ここらへんにそういうような位置付けをさせていただいてありますので、お願いをしたいと思います。

(熊崎座長)

はい、よろしいですか。そうしたらすみません、内山さんお待たせしました。いつもは一番はじめだけど、今度は一番最後になっちゃってあれですけど、特にこの森林委員会というアイデアは、かなり早くから内山さんが出したアイデアでもあるわけですよ。僕は、今日その点について、内山さんの意見もお聞きしたいなと思いますけど、一つよろしくお願いします。

(内山委員)

少し具体的に話をしていきますと、例えば前文を読んでいて、森林保全条例という名前になるのかどうか、まだ議論の余地があるそうですけれども、なぜ、こういう条例が今必要になったのか、というその説明がうまく入ってくると、中身がわかりやすくなるような気がします。で、やはりこれまでの森林利用の形が、いろんな形が変わってきているっていうのか、変わらざるを得なくなってきたということ、ちょっと上手に入ってくれたらっていうんでしょうか。それから、根羽村の場合は、まだ林業で一生懸命頑張っているんですけども、例えば私は群馬県の上野村という村におりますけれども、ここも94%森林という場所であるにもかかわらず、数人、林業を一所懸命やろうとしている人もいますけれども、大多数の村民からすると、戦後植えた木の処理過程に入っているという感じなんです。つまり、前向きに山を育てて、これから将来、木をうまく売るんだぞ、という前向きな姿勢ではなくて、戦後の借金のツケを返すという感じくらいで、ですから、人工林の処理っていう感じっていうんでしょうか、言葉が非常に悪いんですけども、そういう雰囲気、作業が進んでいるという感じ、ですから間伐を、村でも、村の予算だけでも3千万円くらい年間使ってますけども、良質材をつくるための間伐、枝打ちではなくて、多様な生態系の回復とか景観の保全とか、そういう視点から間伐を行っているという感じに変わってきてます。実は、かなり今、山林所有者の多くの人たちが、戦後の人工林をどう処理するかという方向にきてしまっているのではないかという気がするんです。その中で、根羽村みたいに頑張っているのは立派なんですけれども、やはり、林業を軸にして山を守っていける地域はそれでもいいんですけども、どうももう少し多様な森林管理を導入していかないと、全体としての森林が維持できなくなってきたりとかですね。それから、地域の人々の、つまりその農山村側の山を見る目も、ものすごく変わってきているとか、それから、その一方で、都市の市民の側から、農山村の森林地帯があってこそ都市の生活が成り立っている、ということを考える人たちが出てくるかですね、そのために、もう少し積極的に動こうって人も出てくるわけですから、そういう森林をめぐる農山村側と都市側の変化の中で、新しい森林保全条例が必要になっていくんだ、というような、もうちょっといろんなことがあるかもしれないですけども、やっぱりそんなような言葉を前文に書き加えられていると、ずっと読む側がわかりやすくなっていくんじゃないかな、という感じがしています。それから、これも関原さんなど随分おっしゃったことなんですけども、例えば、森林整備の重点地域ですね。これ重点地域でダム上流とかダムに代わって森林で守っていく場所とか、そういうところが中心になっているみたいな気がするんですけども、やはり、これは、森林整備をしないと希少生物が絶えてしまう、そういうような場所の指定、何となくこの文章見ていると、そういう場所がないような気がするんですけども、ある種の特定生物の維持のためには森林整備が必要である、という場所もあっていいような気がするんですね。まあ代表的にはカタクリなんかそうですけども、いろいろなものがあるような気がします。それからもう一つ、その地域にとって、歴史的文化的な意味から、ある程度の整備をしたいという、そういう森があってもいいような気がするんですけど、ですから、森林整備保全重点地域の指定基準で、そこらへんにもうちょっと何かあってもいいかなって感じがいたします。それから、熊崎さんからも言われたんですけども、流域の森林委員会とか地域の森林委員会とか、そういうものを作っていきたいという希望は、私が関わっている森林ボランティア系のNPO法人で、早くから提案していたことです。で、それはなぜそういう提案をしていたかという、どうも森林組合があって、所有者があって、事業会社もあります

けども、そういう形で展開している森林管理の手法が行き詰まってきたのではないかと。特に森林組合が、はっきり言ってしまうと、補助金をもらう受け皿団体化していて、後は非常にマンネリ的な事業確保的森林整備をしているっていいですか、そこからなかなか抜け出せない。そういうところで、新しいやはり森林管理の企画を作っていく場所を設けなきゃいけないんじゃないか。で、特に森林組合の場合、準組合員は別として、山で仕事をしている人でも森林を所有していないと組合員になれないとか、しかも所有者組合そのものが、所有者の方の意識が変わってきていますから機能しない。ということで、はっきり言ってしまえば、森林計画と森林組合については、頑張っている森林組合もありますけれども、非常に多くの森林組合、この二つが、やはりそろそろ見直さないとまずいところに来ているのではないかと。そうすると、そういうものを一体的に考えていくための地域の企画、或いは、いろんなことを検討していく団体が必要ではないか、といったことから、地域の森林委員会とか流域委員会とかを構想するという形で、今まで提案してきました。そういう視点から見た場合に、これは、うまい方法を使っているなと思うのは、重点地域からそれを作っていくって、次第に県民の考え方の動きを見ながら、将来的にはもっと広げていってもいいんじゃないでしょうか、とりあえず重点地域から行くというのは、非常にうまい方法を使ってるな、という気がするんですけども。ただ、その構成メンバーを見る限り、そこに現場で働いている人の代表っていうのは、はっきり入れておかないとまずいんじゃないかな、という気がします。森林組合が入っているといえばそれまでなんですけども、今、どこでもそうなんですけども、森林組合の職員と現場の作業をしている人たちの間は、必ずしも一体とは言えないといますか、つまり作業をしている人たち、どんどん若くなってきてますし、しかも今までと違って都会の大学出た人だとか、そういう人がどんどん入ってくる時代になってきている。それに対して、森林組合の管理職の方は、非常に旧態依然たる林業感を持っているために、現場ではしょっちゅうぶつかるという、あるいは、にもかかわらず現場で作業している人たちは、ぶつかりにくいっていいですか、非常にあやふやな雇用条件で雇われている場合が多いですから、ですからやはり、こういう場所にはっきり作業する人の代表を入れてこないで、現場段階のトラブルが解消できないのではないかと、という気がしますので、これは明確に森林組合だけではなくて、現場で働いている人たちの代表というものを挿入しておいてほしいな、という気がしています。それから、里山についても議論なされていますけれども、そもそも里山という言葉も非常に新しい言葉で、しかも西日本的な概念として出てきてしまったために、東日本でうまく使えないというような面もあって、この概念、大混乱しているんだと思うんです。ですから、これは新しい里山の定義、つまり、先程言ったとおり、農山村の人たちの山を見る目も変わってきているし、逆に都市の人たちの山を見る目も変わりつつあると、それを踏まえて新しい里山の定義をすればいいんだと思っていて、ここに定義が総則の中に出てきますけども、こんなごちゃごちゃ書かなくても「集落周辺の森と都市の近郊林」とでもしておけばいいわけです。或いは、「多様な人と森林との関係が成立する森林」とかですね。それくらいの感じで新しい里山の定義をしておけばいいのではないかと、という気がします。どのみち、どこまでが里山なのか、どこからが違うのかっていうのは、おそらくその時の状況で変わっていきってしまうでしょうし、地域によっても変わっていくでしょうから、ここらへんは、そういう里山整備の動きが出てきたところが、里山の面積が広がっていくというような、そういうことで多分いいのだろう、という気がしています。ですから、特に、そういう今いくつかのことを申しましたけども、具体的にはそんな感じで、あとは話聞いていて、いいなあと思うのは、うちの群馬県は水源税など出したくて、東京都と埼玉県と千葉県と、あのあたりが「うん」と言わなければ何の意味もないことになって

しまうので、群馬県単独で構想できないと。で、環境税的なものと一体化して炭素税とか、そういうものとの一体の中で水源税的なものを組み込むかどうかとか、いろいろ検討はしてるんですけども、群馬は水源税は苦しいところでして、地理的に、長野県の方は、うらやましいなと思っています。

(熊崎座長)

はい、ありがとうございました。ここの森林委員会のところで、内山さんのあれの時には、都市住民の代表ってのも入ってなかったっけ、あそこに。

(内山委員)

ボランティア的な形でその地域に関わる、その地域の森に継続的に関わっている人たちも含めると。それからあと、議論出てましたけど、学校林なんかは結構地域によっては、まだ残っている場所がたくさんあるわけですけども、これももう少し活性化したいっていうことがあって、学校林の管理者とか、或いは、その意味で学校の先生とかですね、そういう人たちも加わっていくべきではないかっていうふうに考えていたんです。

(熊崎座長)

この規定見ますと、実情に応じて市町村が選定っていうことになってるものですから、必要に応じて、例えば根羽村なんかだったら、もうちょっと下の豊田市とかの市民とかが入ってきてもいいわけですね。学校林の場合だったら学校も入ってくる。そういう弾力性は、ある程度ここで認めているということでもいいわけですかね。ありがとうございました。いい意見いただきまして、どうもすみませんでした。

これで、だいたい一通りお話を聞いたわけです。一番最後に若干僕の意見もちょっとだけ言わせていただきますと、さっき香山さんから少しあったんだけど、少しトーンダウンしてるんじゃないか、という話もちょっとありました。僕はこれ、やむを得ないと思うんですけどね。これ、事務局の方で、いろんなそれぞれの部局との調整の中で、非常に出てくると思うんです。そういう中で、基本的なところがボケてきたかな、という感じもしないではないんです。それで、何があれかって、たまたま今日ですね、宮崎さんがこへ持ってきてくれた総務省が出した「森林管理に関する行政監査報告」というのを農林省にこれ、突きつけたわけですけども、その間伐の推進であるとか森林整備とか、いろいろ言って計画いっぱい作り、補助金出してるんだけど、どうもちゃんと実効性、実際に上がってないんじゃないか、ということなんですね、早いとこ言ったら。つまり、それは、どこに問題があるかという、例えば要間伐の森林がある。だから要間伐森林っていうのは、各市町村が指定することになっているんだけど、実際の指定というのは、森林所有者が間伐やりますよ、と手を上げたところだけに限定されている。或いは、民有林のうち私有林は除いて、公有林だけそういうことやってる。だから本当に必要なところっていうのがちゃんと指定されていないところがあるわけです。それからまた、施業の勧告であるとか、いろんな法的措置っていうのがある程度とれるようにはなっているんだけど、実際には、それが機能していない。これ、僕は本当に当然のことだと思うんですけど、これだけ言いながら、それで、かなりの国から出している補助金だって相当出てるはずなんですけど、それでもなおかつ、ちゃんと森林整備が進まないっていうのは、どこに原因があったのかなあっていうことを考えていきますと、これ繰り返しになるんですけど、どうしてもやっぱり今までの

上からの森林計画っていうか、中央官庁でいろんなこと割り付けて、それを各市町村に割り付けていくっていう、そういうトップダウン的なことばかりやってきたもんですから、どうしてもそういう不備がいっぱい出てきて、やっぱりこれから何回もここでも出てきますように、本当にボトムアップの森林の調査から森林の計画、地域の人たちみんなで計画を作り、それで、その計画に基づいてですね、先程根羽の話に出てきたんですけど、地域として森林を動かしていこうとする場合に、そのときに不在村があったり、いろんな問題があって、そのためにどうしても動かない、そうしたら、そこをどうやって動かしていったらいいか、ということが大事なところだろうと思うんですね。今、一番問題なのは、その点だと思うんです。例えば、市町村長さんに確かに権限があって、施業勧告する権限というのがあるんですね。じゃあ、市町村長がそれを独自に自分で判断して「お前のとこ、やってないんだから間伐やれよ」という格好で出せるかということ、その市町村長だけの意向だけでは、なかなかできない面があるんですね。それでまた、市町村にそういう職員がいて、ちゃんと調査をやり計画を作って、根拠がちゃんとあるような格好で出せるか、といったなかなかそれが出せない。そういうことになりますと、ここで提案されているような「森林委員会」というのができて、そこでいろんな関係者が集まって、この地域の森林を整備していくのに、ここがネックになっているから、この人については勧告するなり何なりで、市町村長の権限で勧告やって、地域全体の山が整備されていくように持っていこうじゃないか、という、そういう地域の意見が集約できたら、今度は市町村長さんも非常にわかりやすくなっていくと思うんですね。それが今までになかったというのが、一番の欠陥だと思うんです。今回、そういう格好で森林委員会ができて動き始めたら、僕はやっぱりここで、総務省が今までの林野行政に対して指摘した問題点というのが、ある程度解決していく突破口がね、できていくのではないかと。そうすると、僕の考えでは、ここで何で長野県でこの条例を作るのが必要かということを多少鮮明にして、それで骨太の条例になるような格好になったらいいのかなあっていう、あんまり細かいことじゃなくて、その一番大事なところが、きちっと出せるような、インパクトがある条例にしてもらいたいなあ、というのが、これあんまり座長がギャーギャー言うべきじゃないかもしれませんが、そういうことをちょっと感じております。で、今日一応3時までお時間いただいで、もうあまりたくさんないんですけど、今までの論議聞いておられて、これだけはぜひ言っておきたい、或いは、他の委員の先生から出てきた意見に対して、反論でもあるんだったら、ぜひ出していただきたいと思うんですけど、どなたからでも……。意見出していただけますか。どうぞ、遠慮なさらないで。一番初めに由井さんお話ししていただいたんですけど、みんなの話聞いて、また何か言いたいこと出てきたんじゃないですか。

(由井委員)

今までは、官主導でメニューに決められたことをやっていたんですが、しかし、やはりこれからは民間だと思うんですよ。いろいろな意味で、山を利用するという、民間に眠っているアイデアを、どんどん出していくことだと思うんです。例えば、先程の生態系の維持っていうようなことも森林の維持のために必要なことですし、それから木を皆伐するっていうのも必要ですし、それから間伐も必要ですし、いろいろな意味で山を利用するっていう方法が、様々な方法があると思うんですけど、そういう様々な民間に眠っている意見を積極的に引き出して、あまりにもいろいろな意見が出すぎて、官の方で逆に困ったな、というくらいいろんな意見がバンバン出てくるような行政が行われることが、山の活性化になると思うんですけどね。それが、この森林保全条例の中で、そういう民間活力がどんど

ん生まれてくるような条例といえますか、文章といえますか、これを読んだ人たちが、こういう立派な条例ができていなくて山は面白いなど。だから、我々も何かやってやろう、という気持ちになるような、そういう条例が明示されるというか、そういうものが出てくるのが一番いいんじゃないでしょうか。やっぱり押し付けというか、なかなかメニューを示されても、いろんな問題がありまして、今までもメニューはあったんですけど、ただそれが浸透しなかったり、それから間伐について、たくさんの面積が例え示されてもですね、その受け皿問題で、例えば今年100ha やろうや、と言ってみても、現実に各森林組合さんからすればですね、我々のところはこれだけの間伐の面積をいただいたけれども、うちじゃ消化能力ないやな、と言うと、せっかくのお金そのまま眠ってしまうわけですね。ですから、なかなか思うようにいかないって意味は、それなりの理由っていうのがあるわけです。そこらへんをちょっと調べていただいて、逆転の発想じゃないですけど、欠陥をつぶしていけば、利用は進むんじゃないでしょうか。それから、業に偏っているという話もちょっと出ましたが、林業はもう業とは言えないくらい、残念ながら落ちぶれちゃっているわけですね。それで、農業なんかの場合には、田や畑の維持ということに対してたくさん補助金が出たり、お米なんかは作りさえすれば売れるというような形で、安心して農業を営めるような状態が出来上がっているわけですが、林業の場合には、何一つ安心できるものがないと。作れ作れと言って生産して50年も経てば、その時になってみると、何も利用してくれない、どこにも利用してくれる人がいないとか、それから人手もほとんどいなくなりつつあるとか、周りを見回せば、難しい問題だらけなんですよ。それで、諸外国の林業会社と日本の林業会社を比較すれば、全くもう問題にならないくらいの大差ができてるとか、そういう中で自由競争が行われているわけですけど、やはり保護すべきものは保護していけないと、守るものは守っていけないと、ただ落ちぶれていだけじゃないかなと。だから農業を守るっていうのも大切な議論で、農業守られておりますけれど、林業についても、もうちょっと農業なんかと同じように、もっと守るという感覚にならないといけないと思うんですけど、ただ、なかなか我々、業界で苦労しているものはそういうことがよくわかるんですが、それ以外の人たちに、なぜ林業を守らなきゃいけないのかというようなことをお話ししても、なかなか理解していただけないという現実があることも事実ですので、この条例で、そういうことも訴えられればなおいいかな、ということです。以上です。

(熊崎座長)

わかりました。関原さんね、今、業に偏ったっていうの、あなたから出てきたんだよね。何か反論ありますか。

(関原委員)

いえいえ。私らも業といえば業なんで、あれなんですけども、業に偏ってなぜいけないかという、理解を得られないんですよ。それに関連していない他の人から。結局は、その業以外の人々の支持を得られるような施策じゃない限りは、おそらく機能しない、というのが考え方なんです。当然、業があって然るべき、それは当然で、我々もそれでメシを食ってるといってもありますけれども、それは、どうしてもその社会性と自分の業としてのメシを食う収益の部分の境界線を自分であいまいにしてしまうとですね、結局そこに一般の方々の支持を得られる部分が薄くなっていくということがあろうか、ということで、業を前面に出すということじゃなくて、全体の森林のありようの中にも業が

ある、というような受け取り方というか、あり方がいいんじゃないかなと思っています。それから、さっきおっしゃってた森林委員会って、いいと思うんですね。今まで、上越の方で、おかしな例を言いますと、「水源の森」ということで指定する森があるんですけど、これ地主が一人で買いやすいから、そこをかうんですね。隣りが、地主がいっぱいいて、買うのが面倒くさいようなところは、「水源の森」として買えないんで、買わないと。そうすると、本当はそこが水源の森なんですけども、ところがここにラベリングの魔力が出ちゃいまして、一般市民は実は、その重点度が低いんだけど、「水源の森」というふうに重点指定したところの方が水源の森だと、実態と違った思い込みをはじめますよね。何が言いたいかというと、この保全重点地域が、ラベリング行為にならないようにすることですよね。実態として、重点を置かなきゃいけないということと、とりあえずここが市町村がOKと言ってくれるから、指定しやすいので重点だと言うと。そうすると、本当に必要な重点と「うん」と言ってくれるから重点にした、というんでは、えらい違いが出てくるわけですね。このラベルの魔力にだまされていくといったことが結構ありますので、それに陥らないようにということがありますね。

(熊崎座長)

はい、わかりました。はい、どうぞ。

(小田原委員)

先程もちょっと言ったように、米と同じように、やっぱり安定した価格で売れるということが大事じゃないかなと。何か、ずっといろいろ聞いていて、補助金だとか、木材以外の、木材というのは資源ですから、正しい価格でルールを作るっていうのかな、それで初めて林業が強くなっていくんじゃないかなと。それに対する材を買う方も売る方も、その筋の通った理解ある接点というのは、作り出すべきじゃないかなと。僕も実は、輸入木材とかいろんなものを使いながら商品開発はやっておりますが、決してそういう私自身は、自分なりに、カラマツ材の良さとか質とか説明すると、納得いく価格で、売れる道は必ずできるな、というふうに努力しておりますが、その一つの道を作りたいなと思っております。何しろ、売って初めて、山は蘇るんじゃないかなと思っております。

(熊崎座長)

はい、わかりました。だいぶ時間迫ってきているんですけど、実は僕の手元に、特にこの委員会で、このような課題抱えているから、少し委員の意見を聞いて欲しい、というメモが来てるわけですね。今まで、ちょっと聞いておられましてね、事務局の方で、この点だけは委員の皆さんの意見を聞いておきたい、という、どうしてもという点ありますか。多少、全部はカバーしていないんですが、まあまあ、ある程度の意見は出てきたと思うんですけどね。よろしいですか。そうしましたら、だいぶ時間迫ってきたんですけど、もう一つ、最後に論議しにやいかんのが、これスケジュールの問題がありましたですね。これ、ちょっと説明していただけますか、事務局の方から。

(下條課長補佐)

スケジュールなんですが、皆さんのお手元に式次第がございまして、その次のペーパー、策定のスケジュールのペーパーが入っております。今日の最初の部長のあいさつの中でもございましたとおり、

本来ですと、本日のこの会議に条例原案を提出する予定でしたが、いろいろな事情で、今日、検討資料というような形で、トーンダウンというようなことになっちゃっておるわけですが、今日のこの結果を踏まえまして、できますれば、6月中旬頃までには原案を作成して、もう一度、皆さんの方にお諮りをして、その後県民の皆さんのご意見を伺っていきたいと思っております。それともう一点、先程市町村の皆さんの意見も大変大事だよというお話がございました。そこらへんは、次回の検討委員会までに市町村の皆さんにもお示しをして、また、検討をしていただければと思っております。その後、検討を重ねて次回の検討委員会の結果を踏まえて、県民のご意見をお伺いして、それでまた、この条例案を修正しまして、最終的にはどんなに遅くても8月上旬くらいには最終原案をつくりまして、最後になるうかと思いますが、この条例検討委員会を開催させていただきたいと考えております。それで、私どもの予定では、9月県議会の方に、この条例案を提案して、そこで可決をしていただければ、これを10月くらいの方から実行に移していければなあ、というふうにおおまかな予定を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(熊崎座長)

はい、ありがとうございました。今日、委員会で意見が集約されて、こう狭くまとまっていくかなって、これ期待した方が無理だったんですけど、多少いろんな意見がいっぱい出てきて、少し発散する方向になったかもしれません。それで、委員の皆さんの意見をももちろん全部入れるというわけにはいかんもんですから、どこかの段階で、これどうしてもまとめていかんやいかんと思うんですよ。ただ、ただ、今日非常に重要な意見も出てきたもんですから、それ尊重していただくというのと、もう一つ、やっぱり各市町村長さんのご意見聞かれるわけですね。ここが非常に重要なところになるんじゃないかと思うんですね。こういうような委員会、或いは、こういう条例を受け入れて、実際責任持ってやっていくのが市町村の方になるもんですから、その中で、これからどういう意見が出てきてですね、やっていくかというのが、もう一つの非常に重要なポイントになっていくんじゃないかと思うんです。それで、この次あたりは、その市町村長さんなんかの意見も、ある程度反映したような案というのが今後出てきまして、我々のところでもう1回検討する、ということになる、というふうに理解しておいていいですか。じゃあ、あの、これあまり司会が上手でなかったんですけど、皆さん方の意見をうまくなかなか集約できない面もありましたけれども、ただやっぱり非常に貴重な意見を出していただきまして、本当にありがとうございました。つたない司会で、少し混乱しましたけれども、どうもありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございました。ただ今、次回の委員会の話が出ましたが、また、委員の皆さんに都合伺いまして、連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上を持ちまして、第3回の長野県森林保全条例検討委員会を閉会させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。